

関西の強みを活かす総合特区の提案

(本提案)



平成22年9月21日

大阪府

はじめに

(アジアとの競争に打ち勝ち、日本の成長に貢献するために)

- * アジア諸国が成長する中、我が国の成長基盤である技術優位性が失われつつあるなど、我が国の相対的地位は低下の一途である。人口減少社会を迎え、我が国が生き残っていくためには、これまでの延長線ではなく、従来の枠を超えた大胆な取り組みが必要。そのためには、いま一度、技術立国としての強みとポテンシャルを生かし、外需(アジアの活力)を取り込んで内需に転換させることが不可欠。その肝は「対内投資の拡大」と「観光インバウンドによる消費拡大」。
- * 地域の責任ある戦略、民間の知恵、国の施策の「選択と集中」。これらを最大限に活かすため、国際レベルでの競争優位性を持ちうる関西・京阪神などの大都市等を対象とする「特区制度」を適用し、内外の企業・人材、アジアの活力を呼び込めるだけのアジア標準の競争環境を整えることが不可欠。

(大阪が提案する特区構想が目指すもの)

- * 関西には、二大国際インフラである阪神港と関西国際空港という国家的資産がある。このストックを最大限活かして、アジアと日本各地との「ヒト・モノ・カネ」の結節点、「玄関口」として日本全体の発展に貢献する「中継都市」の役割を果たす。
- * また、関西に集積する環境、新エネルギー、バイオ等の高い技術力、研究開発力等を活かし、さらなる「ハイエンド(高付加価値)」を創出。大都市圏としての「集積・交流・分配」の機能を高め、日本全体の成長に貢献することも必要。
- * 大都市圏である関西が協調して「特区政策」を導入し、アジアとの競争に打ち勝つ競争力を確立することをめざす。

目 次

【総論】

I. 国際戦略総合特区の仕組み案

- 1 「3つの要件」
- 2 エリアと拠点の「2層構造」「メリット」
- 3 国の大胆なインセンティブと「地域の覚悟」
- 4 法人税等の軽減(高付加価値化を促進する税制へ)

II. 地域活性化総合特区の仕組み案

- 5 PPPを支える仕組み(ひな型)
- 6 税制優遇等

【各論】

III. 国際戦略総合特区の提案

- 1 環境・新エネルギー産業エリア
- 2 バイオ・医療産業エリア
- 3 国際物流拠点
- 4 経済効果、法人税等の増減収の試算

IV. 大阪の地域活性化総合特区の提案

- 1 大手前・森之宮(大阪城周辺)地区(新たなにぎわいの拠点づくり)
- 2 泉北ニュータウン地区(大規模ニュータウンの再生)
- 3 泉南郡熊取町・中性子がん医療研究開発地区(先端医療技術の活用)
- 4 りんくうタウン・泉佐野市地区(国際医療交流拠点)
- 5 堺市・植物産業拠点地区(大阪府立大学の研究成果の活用)
- 6 国際集客エンターテインメント特区地区(誰もが楽しめるエンターテインメント機能の創出)

I . 国際戦略総合特区の仕組み案

1. 「3つの要件」
2. エリアと拠点の「2層構造」「メリット」
3. 国の大胆なインセンティブと「地域の覚悟」
4. 法人税等の軽減（高付加価値化を促進する税制へ）

I. 1 国際戦略総合特区の「3つの要件」

■我が国の成長にふさわしい真の国際戦略総合特区とは

- * 西日本、東日本や人口2,000万人～3,000万人程度の広域圏を牽引するだけの十分なポテンシャルを持つ地域であって、以下の3要件を具備する地域を厳選し、国際戦略総合特区として指定すべき。
- * アジアとの競争に打ち勝つためには、研究開発、生産・流通、人材等で一定のシナジー効果を生み出すだけの規制緩和や優遇措置を受けられる層を広げるとともに、他方で一気呵成に集中投資すべき。
- * 国際戦略総合特区は、国家戦略として成長エンジンとなる地域において、厳選、指定すべきであるが、地方としても自らの責任と判断で、思い切ったインセンティブ等の措置を検討、提示することが必要。

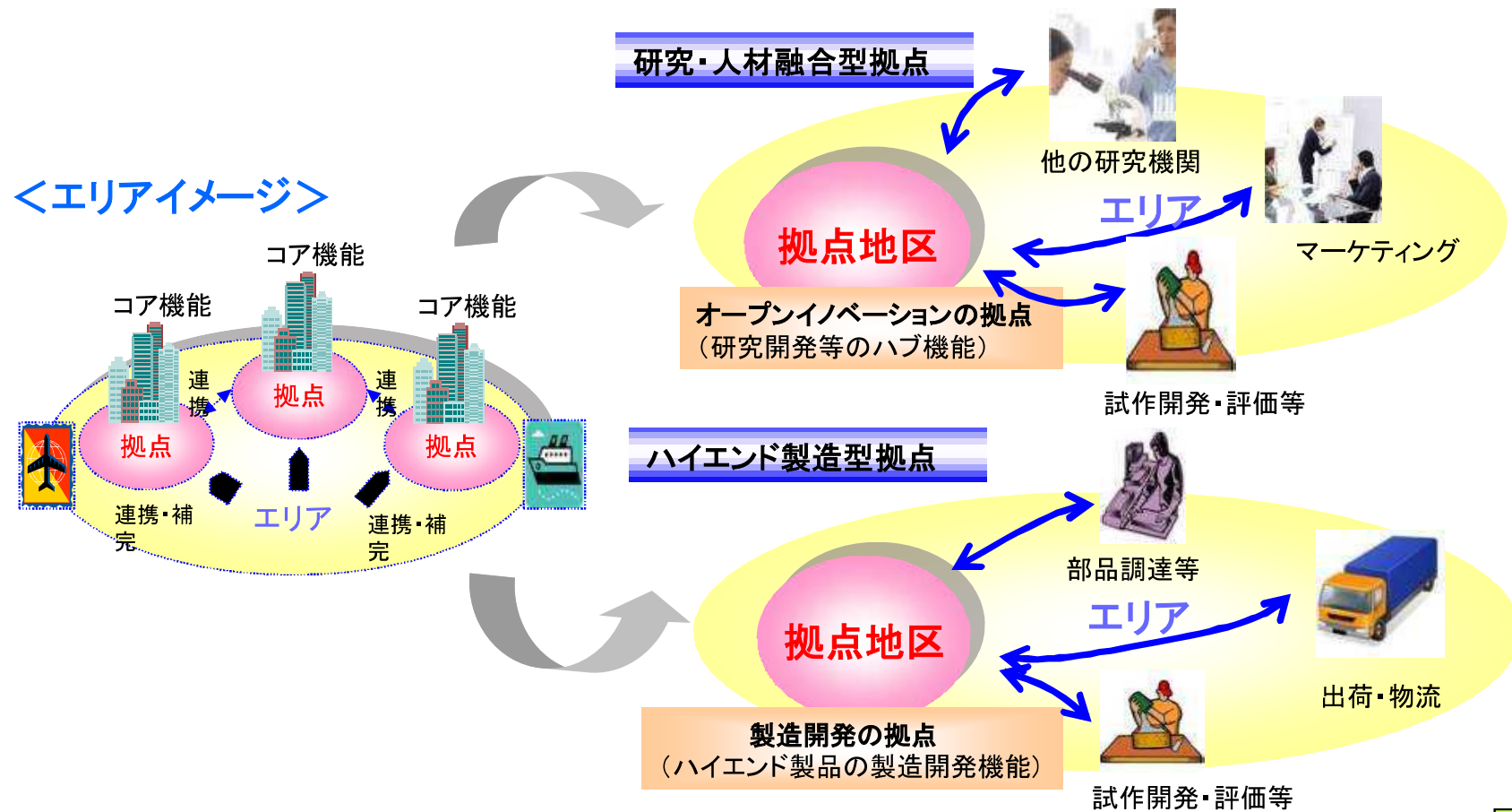
【国際戦略総合特区の3要件】

要件1	<p>自らの地域の発展のみを考えるのではなく、生み出された活力を西日本や東日本に波及させるだけのネットワーク、増幅させるだけの後背地を有すること</p> <hr/> <p>* ヒトやモノの流れの結節点である大動脈(国土軸)に隣接し、空港、港湾といった国際インフラを活用でき、高速道路ネットワーク等のアクセス性が高い</p> <p>* 域内GDPなど、国際的な競争ができる経済圏を形成</p>	<p>○関西国際空港、阪神港、名神等の高速道路や広域・近郊鉄道のネットワーク</p> <p>○約2500万人の消費人口圏 など</p>
要件2	<p>先端技術分野において具体的な競争優位性を持ち、一定の圏域を先導するだけの厚みのある産業集積や研究開発、管理中枢機能の集積等を有すること</p> <p>* 将来有望な成長産業の芽が出始めているなど、具体的な活動がある・オンリーワン技術を持つ企業や大学・研究機関などが多数立地</p>	<p>○阪大・京大等、高度研究機関の立地</p> <p>○バッテリー・ベイと言われる一大集積</p> <p>○バイオテクノロジー分野の集積 など</p>
要件3	<p>国際的な玄関口となる空港や港湾を活かせ、内外企業、人材を呼び込むための十分な開発余力(大規模な土地等)、実現可能性(新規立地の可能性、都市開発等の機運など)を有すること</p> <p>* 既にまとまった低未利用地や企業誘致のための開発が進んでいる</p> <p>* 行政や民間で既に企業や人材を呼び込む具体的な取組みが進んでいる</p>	<p>○マザー工場用地等の夢洲・咲洲、研究機関が集積する彩都、けいはんな、交流・発信拠点の大阪駅周辺 など</p>

I. 2-① エリアと拠点の「2層構造」

【特区の構造（「エリア」と「拠点」による効果の最大化）】

- * 国際競争力を高めるためには、研究開発、生産、流通、人材、生活空間確保の観点から一定規模の連坦した地域（エリア）で規制緩和や優遇措置等を活用できることが必要。
- * その上で、法人税等の大胆な軽減など、大胆な優遇・特例措置を思い切って集中的、短期的に講じ、一気にコア機能の立地・集積を図る「拠点」を形成することも必要。



I. 2-② エリアと拠点の「メリット」

■ 重点的な投資を行う拠点地区とエリアの連携による相乗効果で成長センターを形成

	国際戦略総合特区	
	拠点地区	エリア
目指すべき方向	1. 成長のためのコア機能を一気に集積させる ①成長産業分野の事業所、研究開発施設、生産施設 ②アジア市場におけるグローバルな業務管理機能(アジア統括機能) ③国際交流機能・コンベンション機能 等 2. 国際ビジネス拠点として魅力ある街づくり 3. 空港、港湾等のアジアとのゲートウェイ機能の強化	1. 拠点と連携した生産・研究拠点の新規整備、再投資促進 2. 拠点を支援する機能の拡充 ①人材育成・確保機能 ②生活環境機能(教育、医療、住宅等) ③物流機能 等
特例措置	1. 大胆なインセンティブ(法人関係税等の大胆な減免等) 2. まちづくりに係る規制緩和、金融支援 3. 環境整備に関する特例措置 ①人材育成・確保に係る規制緩和 ②生活環境に係る規制緩和 ③物流に係る規制緩和	1. 広域的に講ずることによって効果を発揮する特例措置 ①人材育成・確保に係る規制緩和 ②生活環境に係る規制緩和 ③物流に係る規制緩和 ④投資に対する税制特例 等
設定の考え方	・成長可能性の極めて高い地区 ・地域全体の成長を牽引する地区 ・複数地区の設定が可能(有機的な連携・補完が可能な範囲)	・行政区域単位で、①拠点及び基幹的インフラ(空港、港湾等)が所在する市町村、②これらの周辺市町村 ・一つの連続性のあるエリアとして設定
規模	数km ² /地区	数百km ²

I. 3 国の大胆なインセンティブと「地域の覚悟」

【国が大胆なインセンティブを示すなら地方も覚悟を示すべき】

○国は大胆なインセンティブを一気に

- * アジア等との熾烈な競争に打ち勝つためには、国の主導的、主体的な役割が不可欠。アジアの特区に引けをとらない大胆な優遇措置について、法人税、所得税の権限を有する国が、一気呵成に特区政策を推し進めるだけの強烈な打ち出しをすることが成否を分ける。
- * アジア等では、外国企業等の誘致のため法人税や所得税を数年間「ゼロ(無税)」とする措置を実施。わが国も、前例等にとらわれることなく、「一国二制度」となる大胆な優遇措置に踏み出すべき。

○地方も民間も覚悟を示す

- * 国際戦略総合特区は、国際競争力を強化するだけでなく、地域産業の活力や人材等を活かし、新たな誘致促進や雇用創出など地域経済の発展に結びつく。
地方としても自らの責任と判断で最適な方法、規模等を検討、提示する覚悟が必要。
- * さらに、開発や立地促進地域となる「拠点」では、民間も積極的な対応が必要。仮に、特区指定の趣旨を損なうような行動が見られる場合などは、国、地方をあげて厳しい対応を求めることも必要。

○大阪府では

- * これまで「設備投資促進税制」や「創業促進税制」など、独自の責任と判断で、不均一課税を活用し、企業の取組みを促進。
- * 国が、法人税や所得税について、これまでにない大胆なインセンティブを打ち出すなら、府も、大胆な優遇措置を検討、提示する。
- * その際、それに伴う財源補てんを国に求めることはしない。

■大阪府における不均一課税の活用例

- 「設備投資促進税制」
⇒一定の設備投資をした中小企業に対して法人府民税法人税割を10分の9軽減
- 「創業促進税制」
⇒製造業の創業に対し法人事業税を10分の9軽減

＜大阪府における産業拠点等への立地支援の取組＞

	補助制度(先端産業補助金)	税制優遇(不動産取得税軽減)
対象者	先端的な事業と認める工場又は研究開発施設の新設を行う企業	産業集積促進地域における工場、研究所等の家屋又は土地を取得した企業
対象地域	・府の産業拠点 ・大規模投資誘致対象地区(投資額100億円以上のみ対象)	○第一種産業集積促進地域 ○第二種産業集積促進地域
補助率(軽減額)	・家屋・設備等の5% ただし、投資額により加算あり。	不動産取得税の2分の1に相当する金額(上限:2億円)

I. 4-① 法人税等の軽減～アジアと日本の特区税制

■アジアの特区での大胆な税制

- * 成長著しいアジア等では、成長の源泉である競争力のある産業の育成や集積を図るため、国家戦略として、法人税等を数年間「免除」とするなどの措置を講じて外資を呼び込み経済成長につなげている。
- * 国内のこれまでの各種地域指定制度では、支援策が中途半端なため成果が十分に上がっていない。特区税制としては、「沖縄振興法」の経済特区で導入された法人税の「所得控除」制度があるだけ。
- * **国際戦略総合特区では、国際競争力のある法人税減税を打ち出すべき。**

【特区税制の事例】

		韓国	中国	マレーシア	アラブ首長国連邦
		仁川経済自由区域	経済特区(深圳等) 上海浦東新区	マルチメディア スーパーコリドー	フリーゾーン(ジュベル・アリ・フリーゾーン等)
法人税		外資に対して法人税、所得税を 5年間100%免除その後2 年間50%免除	ハイテク企業は2年間100% 免除 その後3年間50%免除	IT開発関連で認定された企業 に対して10年間100%免除	法人税、所得税50年間免除
その他	取得税、登録税など	10年間100% その後3年間50%免除			
	関税	3年間100%免除	輸入設備の関税免除、輸出入 貨物の関税優遇	マルチメディア関連機器の輸入 関税免除	100%免除(製造業) 利益等の本国送金自由
	消費税・付加 価値税等	3年間100%免除	輸入設備の増値税免除		

【沖縄経済特区の主な優遇税制】

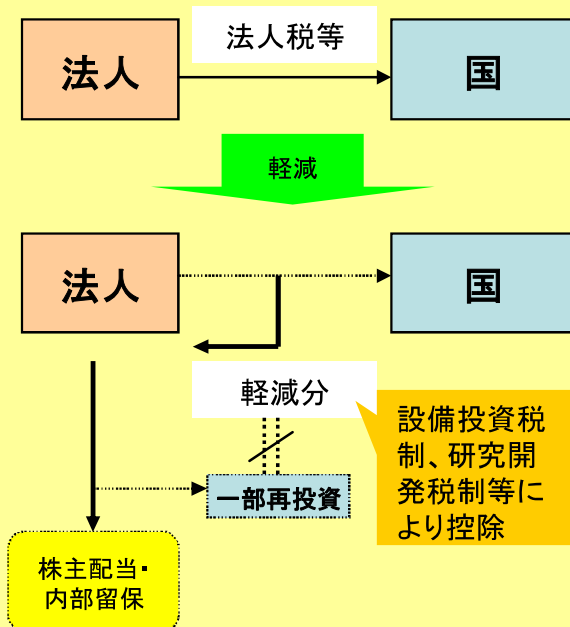
特別自由貿易地域・金融業務特別地区・情報通信産業特別地区	
国税	次のいずれかを選択。①法人税課税所得の35%を10年間控除、②新增設備に対する投資税額控除、③特別償却(特別自由貿易地域)
地方税	新增設した設備に対し、従事する従業員割合に応じた税額を法人事業税から5年間、不動産取得税、固定資産税を5年間課税免除など

I. 4-② 法人税等の軽減～再投資要件の提案

■企業や人材を呼び込み、海外流出を食い止め、高付加価値を生み出す特区税制

- * アジアとの競争に打ち勝つため、企業や投資、人材を呼び込み、さらに国外への流出を食い止める。そのためには、**まずは、特区における法人関係税の実効税率を20%台にする。**
- * さらに、徹底した高付加価値化を促進し、海外市場で圧倒的な優位性を確立する。そのためには、先端の研究開発、高度な生産技術、人材への投資が、新たな高付加価値を生み出し、さらなる投資へと循環させる税制に重点を置き、**最大で、法人税額等がゼロになるようにする。**
- * なお、投資計画等を作成し、一定の認定を受けることを要件とする場合には、地方としても、法人税等の軽減とあわせて、大胆な税制優遇を講じることが可能。地方税等の軽減を合わせると、さらに実効税率の引下げが可能。

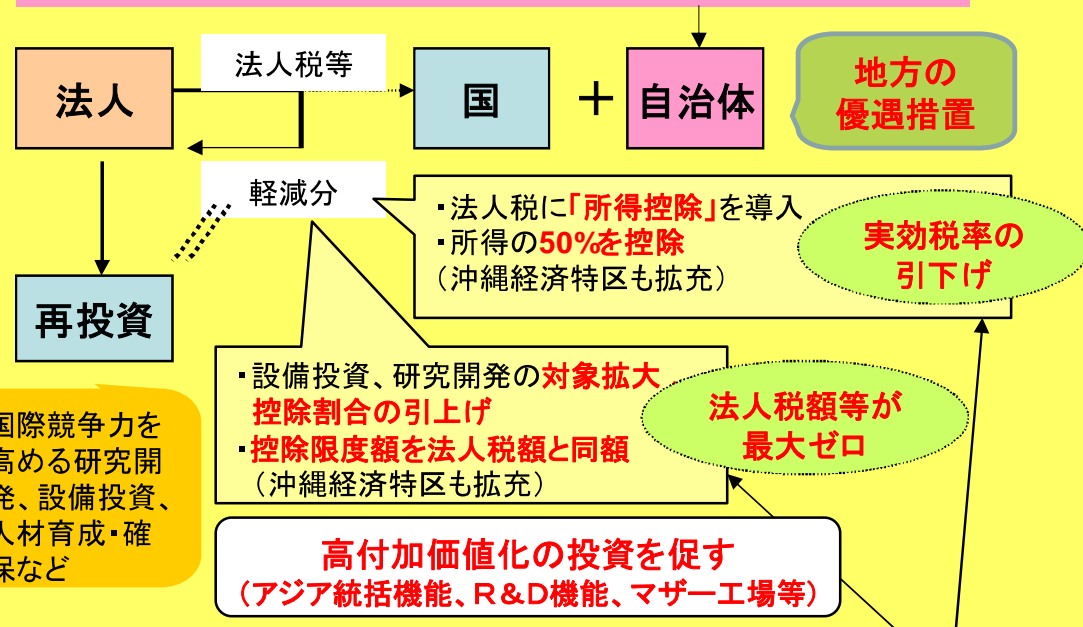
【これまでの法人税等の軽減】



再投資につながっていないケースがある

【特区における法人税等の軽減】

投資計画等を作成し、一定の認定を受けた企業



軽減額を再投資に充当することを条件に併用適用を認める

I. 4-③ 法人税等の軽減～優遇税制の提案

■ 税制優遇の対象企業

- * アジア統括本部機能、R&D拠点、マザー工場等の先端産業拠点の集積のため、**①特区内に新規立地する外資系企業、②特区内での法人設立、本社等の設置に拘わらず、特区内で特定分野の研究開発や拠点の新增設を行う企業。**
(現行の沖縄経済特区のような新規法人設立や特区外に支店を有しないといった実質的に利用が困難となる厳しい要件をつけない)
- * **①外資系企業は法人課税所得の100%を黒字になった年から10年間控除。**アジアと勝負。
- * **②国内企業は、以下の表を適用。**(法人税等の軽減にあたっては、特区外に主たる事務所等がある企業が、特区内で研究開発、新增設する場合は、総従業員数に占める新增設する拠点等において従事する従業員数の割合等に応じて算定する。→法人事業税の分割基準等を参考)

■ エリアと拠点での税制優遇の違い

- * 「拠点」は、所得控除、税額控除、特別償却の併用を認め、拠点機能の集積を加速。
- * 「エリア」は拠点の高付加価値技術、製品等に関連する部材等を供給するため、設備投資関連の投資を最大限優遇。

		法人税所得控除・地方税等	研究開発税制	設備投資税制(税額控除、特別償却等)	選択制
特区以外 (既存制度)		—	・研究開発費を法人税額の20% (H23.3まで30%)相当額まで税額控除	・基準取得価額の30%相当額の特別償却又は基準取得価格の7%(法人税額の20%まで)の税額控除	
特区	拠点	・拠点内に立地した特定産業について、 法人課税所得の50%を黒字になった年から5年間控除 ・特定産業について、新增設設備に係る固定資産税、不動産取得税等の土地建物等、その他地方税の 5年間免除 等 ・エンゼル税制の拡充(対象要件等)	・研究開発税制の強化 【研究開発費の 30%まで を税額控除(控除限度額は、法人税額と同等)】	・建物取得原価 8%相当額又は機械15%相当額(控除限度額は、法人税額と同額) の税額控除 ・建物について25%、機械について50%の償却率の特別償却 ・事業用資産の買い替え特例	・所得控除、研究開発税制所及び設備投資税額控除の併用適用可 ⇒事実上無税も
	エリア	・エリア内に立地した特定産業について、 法人課税所得の25%を黒字になった年から5年間控除 ・特定産業について、新增設設備に係る固定資産税、不動産取得税等の土地建物等、その他地方税の 1/2を5年間減免 等 ・エンゼル税制の拡充(対象要件等)	・研究開発税制の強化 【研究開発費の 30%まで を税額控除(控除限度額は法人税額の50%)】	・建物取得原価 8%相当額又は機械15%相当額(控除限度額は、法人税額と同額) の税額控除 ・建物について25%、機械について50%の償却率の特別償却 ・事業用資産の買い替え特例	・所得控除、研究開発税制及び設備投資税制の いずれかを選択 ⇒組合わせにより実効税率を10%台へ

I. 4-④ 法人税等の軽減～モデル計算例

■ 研究開発、投資を促進するため、企業規模に拘わらず使いやすい特区税制へ

- * 高付加価値化への投資(研究開発、設備投資など)を促進させる観点から、研究開発や投資が増えるほど軽減幅が増える仕組みとする。
- * これまでの試験研究税制の適用は大企業等が中心で、設備等の投資促進税制や事業基盤強化税制は中小企業等が中心。企業規模等に拘わらず、積極的な研究開発や設備投資を促す。
試験研究税制の要件(人件費、研究開発資材費、その他)を緩和し、中小企業でも使える制度に充実。
特区内における企業の戦略的投資を最大限バックアップ。

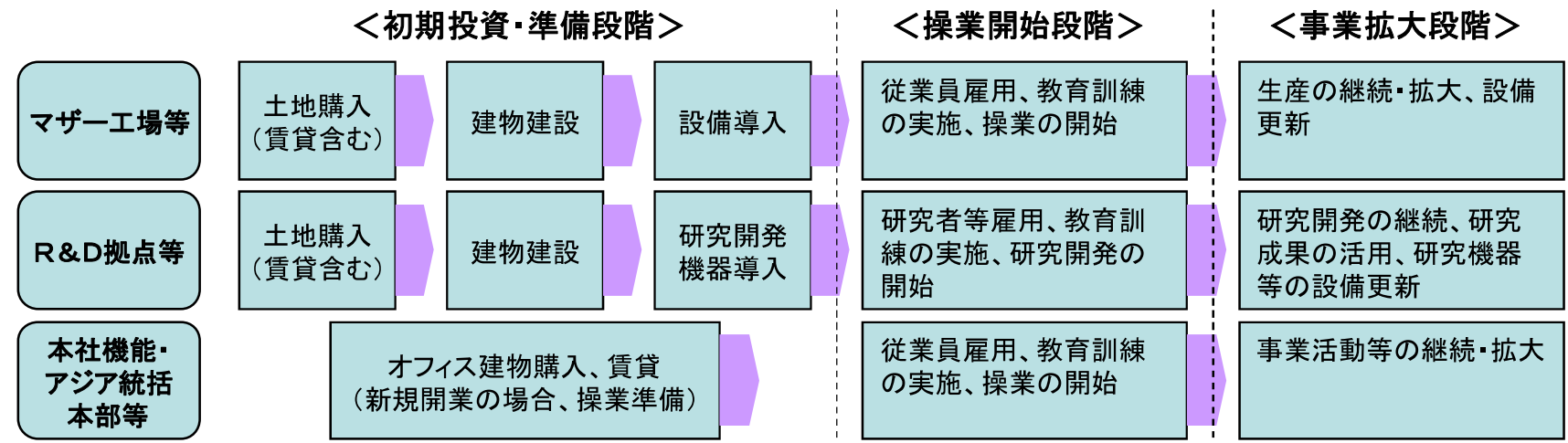
【法人税等の減税シュミレーション】

(仮定) 課税所得2億円の企業<設備投資4億円(建物3億円、機械1億円)、研究開発費1億円>

所得控除方式	計算式	法人税額
■ 通常の課税ケース 法人課税所得(益金-損金)2億円	課税所得(2億円) × 法人税率(30%)	法人税額 6,000万円
① 拠点企業(所得の50%控除) 法人課税所得1億円(所得控除50%)	拠点企業 課税所得(1.0億円) × 法人税率(30%) エリア企業 課税所得(1.5億円) × 法人税率(30%)	①法人税額 3,000万円 ②法人税額 4,500万円
② エリア企業(所得の25%控除) 法人課税所得1.5億円(所得控除25%) ※拠点企業は所得控除、税額控除の併用適用可能。 ※エリア企業は、所得控除と税額控除のいずれかを選択。	◆ 税額控除(研究開発税制) ③(課税所得 × 法人税率(30%) - 税額控除(研究開発費1億円 × 30/100)) ※研究開発費の30%を控除。 控除限度額は法人税額と同額(エリア企業は1/2)	(拠点企業:①と併用) ・法人税額 0万円 (エリア企業:②と選択) ・法人税額 3,000万円
	◆ 税額控除(設備投資減税) ④(課税所得 × 法人税率(30%) - 税額控除(建物3億円 × 8/100 + 機械1億円 × 15/100)) ※建物は取得原価の8%、機械は取得原価の15%を控除。 控除限度額は法人税額と同額(エリア企業は1/2)	(拠点企業:①と併用) ・法人税額 0万円 (エリア企業:②と選択) ・法人税額 3,000万円

I. 4-⑤ 法人税等の軽減～優遇税制の体系

■ 総合特区のインセンティブとして必要な優遇税制の体系



<優遇税制>

- 1. 新規投資促進税制**
 - 初期投資額を軽減(登録免許税、固定資産税、不動産取得税等)
 - 初期の運用コストを軽減(法人税等)
- 2. 投資促進税制**
 - 特区への投資資金を誘導(配当課税軽減)
- 3. 外資企業誘致、創業促進税制**
 - 初期の運用コストを軽減(法人税等)
- 4. 物流・貿易促進税制**
 - 特区内の物流コストを軽減(石油石炭税、航空機燃料税)
- 5. 研究開発税制**
 - 特区内の研究開発投資、M&A等による研究開発機能等の取得(法人税等)
- 6. 雇用促進税制**
 - 特区内の雇用を促進(人材投資に対して法人税等軽減)
- 7. 設備更新促進税制**
 - 特区内の生産機能強化を促進(法人税等軽減)

○雇用促進の観点から法人税等の軽減のほか、高付加価値化を支える人材育成に要する費用控除等の充実などの措置を講じることが必要。

Ⅱ. 地域活性化総合特区の仕組み案

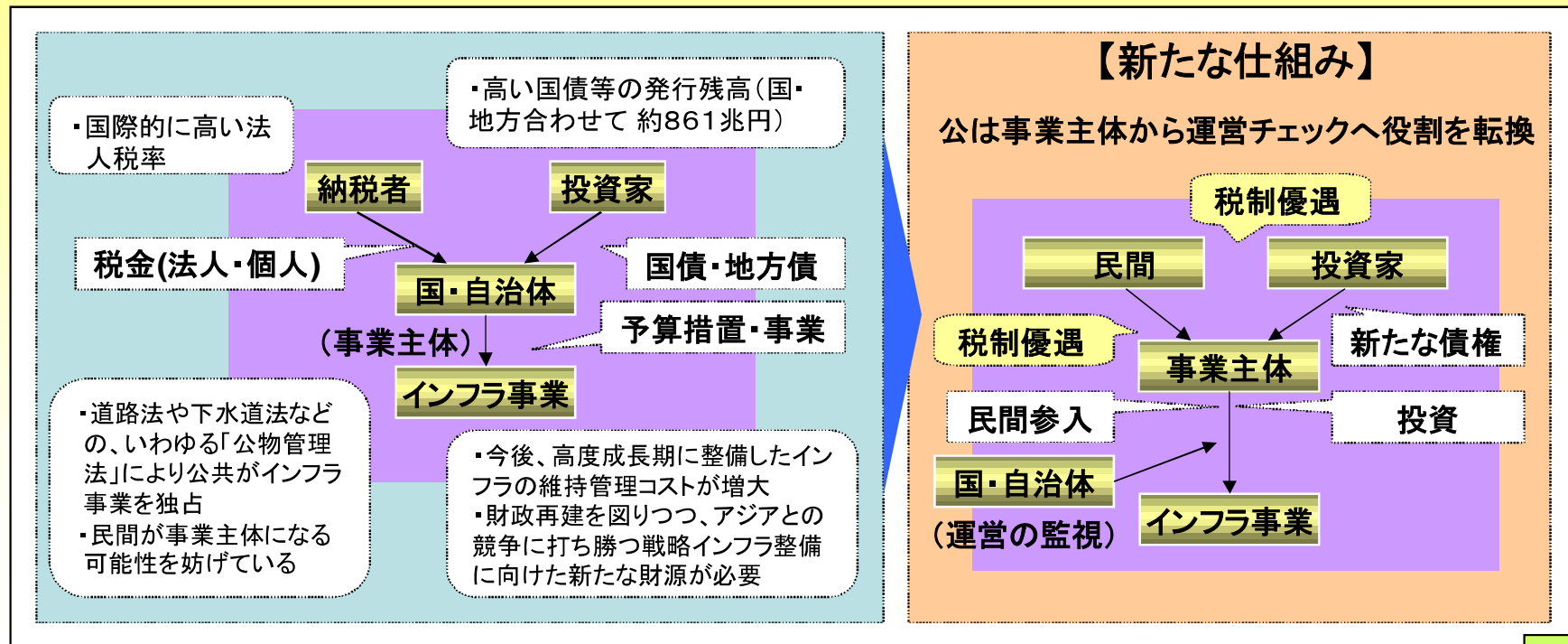
1. PPPを支える仕組み(ひな型:国際戦略総合特区でも活用可能)
2. 税制優遇等

Ⅱ. 1-① PPPを支える仕組み～豊富な民間資金を戦略的なインフラ等の整備へ

■豊富な民間資金を戦略的なインフラ等の整備へ導入

- * 厳しい財政状況のため、現在の財政資金を前提とした整備では超長期の時間を要し、インフラ整備や先端産業の強化、都市再生やまちづくりといった分野の取組みが進まない。
- * 税収や国債等による方法から、税制等の優遇措置を組み合わせ、約1400兆円と言われる個人金融資産や民間の資金を直接活用できる新たな仕組みの整備が必要。
- * また、事業主体について、いわゆる「公物管理法」により行政が主体となっている分野に、民間が参入し、資金や経営ノウハウを活かせる制度、仕組みへの転換が必要。

■現在のインフラ整備資金等の流れ(イメージ)と公の新たな役割



Ⅱ. 1-② PPPを支える仕組み～PPPプラットフォーム

■まちづくりやインフラ整備等に民間を呼び込む新たな仕組み(PPPプラットフォーム)

- * まちづくりやインフラ整備等の長期間を要する分野に民間参入等を促進するためには、**事業特性や事業期間等**に応じて、**リスクが軽減できるように仕組みを構築**して、バックアップ。
- * **整備主体等に関する規制(公物管理)緩和や運営組織等の持続等をしやすくするための制度整備、新たな資金調達(PPPファンド)等の仕組みなどをパッケージで構築**。
- * PPPファンド等の資金調達には、民間資金を長期、低利で調達できるようにするとともに、住宅やインフラ整備、産業振興ごとに整備されている**国の出融資制度を一括拠出制度として再構築**することが必要。

1. 制度面の改革

- * 公的施設、公物管理権等の民間への開放、特例措置
- ① コンセッション方式の導入
 - ・公物管理者に代わって事業運営(管理)権を民間に(部分)開放
- ② 行政財産の商業利用への開放
 - ・公的空間のオープン化
 - ・公共と民間との一体開発・整備
- ③ PPP化に伴う個別法の改正、補助制度等との整合など

PPPプラットフォーム

事業組織(民間企業・TMO等)

【特区・PPPファンド】

投資家

銀行等の融資等

資本

インフラ整備、まちづくり事業等

2. 公も民も同条件の事業環境づくり

- ① 法人税等の軽減、不動産関係税の免除等により運営主体をバックアップ など

3. 民間資金等を活用する仕組み

- * 税制優遇とセットになった新たな債権発行
- ① 投資魅力向上
 - ・配当・利子等の非課税債権の発行
 - ・地域住民に限定した相続税の大幅軽減 等
- ② 市場流動性を高める
 - ・新たな「PPP投資資金の流通・取引市場・金融商品」の創設
 - ・新たな保証・再保険制度の整備
- ③ 縦割りの公的貸付制度の包括貸付制度化

Ⅱ. 1-③ PPPを支える仕組み～制度面の改革と民間資金等を活用する仕組み

■ 制度面の改革

* 公的施設、公物管理権等の民間への開放、特例措置

- ① コンセッション方式の導入(⇒収益分野: 空港、港湾、鉄道、有料道路、下水道、公的住宅)
 - ・ 「事業権」を財産権として法的に位置づけ
 - ・ 「事業権」への担保権の設定や税法上の償却、投資持分の売却を認める制度の構築
 - ・ 公務員にノウハウがある分野での民間への公務員派遣制度の構築
- ② 行政財産の商業利用への開放(⇒非収益分野: 一般道路、河川、公園、下水処理場、まちづくり)
 - ・ 個別の公物管理法(道路法等)を超えたPPP総合法制の制定
 - ・ ニーズに応じた公的空間の民間利用のための個別管理法の改正
- ③ その他(収益、非収益共通)
 - ・ PPPの推進、個別法の改正、自治体からの相談等のための国における一元的な窓口の創設
 - ・ 国庫補助金を受けて取得した土地の利用など、補助制度との整合
 - ・ その他分野に応じて、導入に向けたルールづくり

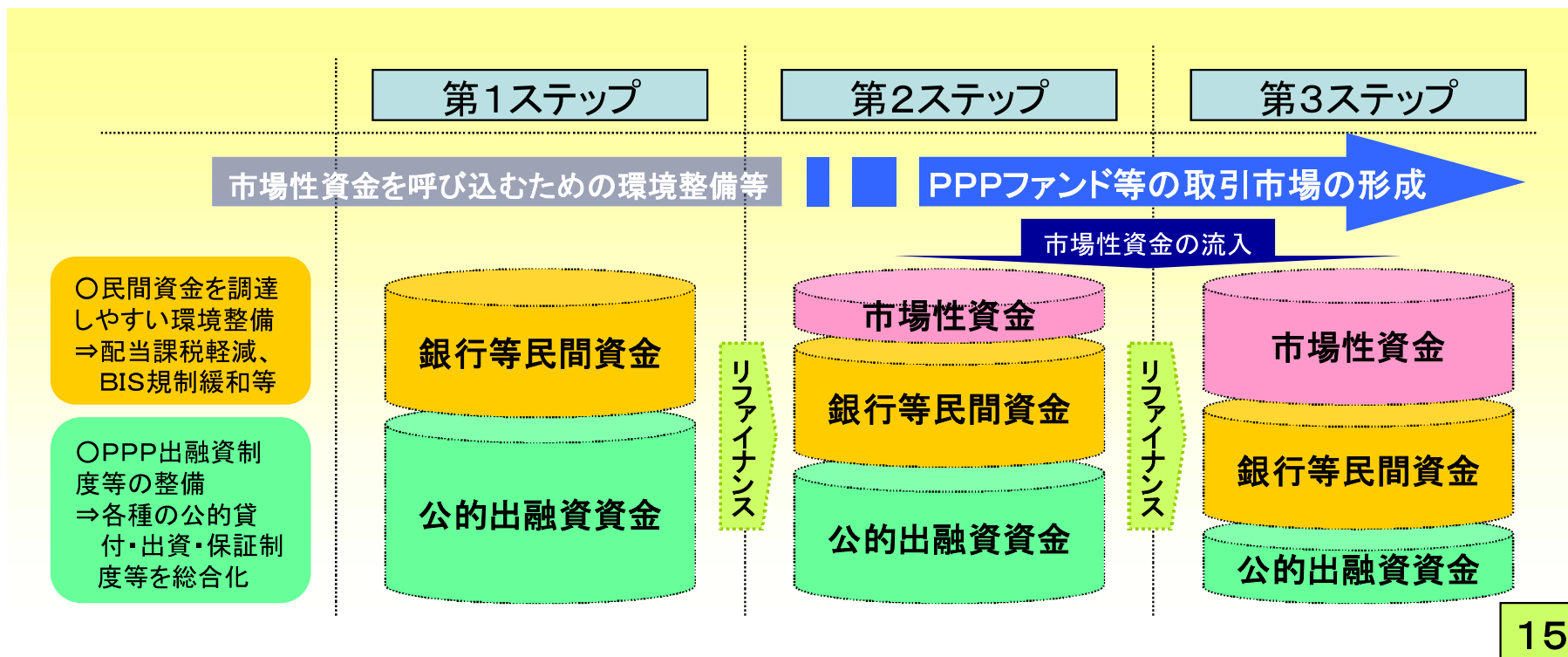
■ 民間資金等を活用する仕組み

* 総合特区法(仮称)を根拠とする特別措置
* 税制優遇とセットになった新たな債権発行などの権限や公的機関と同等の措置を講じる

- ① 投資魅力向上
 - ・ 配当・利子等の非課税(減免)債権の発行
 - ・ 投資先が地域のライフインフラ等の場合、地域住民に限定した相続税の大幅軽減
 - ・ 調達コストを抑制するため、国債や地方債並みの金利にする場合、BIS規制のリスクアセットを国・公共団体と同等に位置づけ、0%に圧縮
- ② 市場流動性を高める
 - ・ 新たな「PPP投資資金の流通・取引市場・金融商品」の創設
 - ・ 新たな保証・再保険制度の整備
- ③ 縦割りの各種公的貸付制度を特区・PPP貸付制度へと統合。
 - ・ 都市再生法、中心市街地活性化法などの認定に基づく事業への出融資、債務保証など
 - ・ 中小企業基盤整備機構が行う起業・成長支援・再生等のファンドや日本政策金融公庫が行う中小企業向け融資、信用保険、証券化支援業務
 - ・ 日本政策投資銀行が行うプロジェクトファイナンス(ノンリコースローン、インフラファンドへの出資等)など

Ⅱ. 1-⑤ PPPを支える仕組み～取引市場の検討

- 「特区ファンド」(PPPファンド)を定着させつつも、公的資金等が固定化しないようにするためには、個人や投資家等が自由に入出りできるように流動性を高めることが必要。
- そのためには、株式市場や債券市場と同等の監視体制を有する新たな取引市場(若しくは市場性商品等)を創設することが不可欠。
- 大阪は、堂島の「米会所」にみられるように、デリバティブなど、新たな市場を創り出す力を持つ地域。大阪が他の地域に先駆けてインフラ金融の取引市場を構築すれば、我が国をはじめインフラ投資が増大する新興国などのインフラ金融を牽引することができるとともに、世界中からこの分野の関連産業等の誘致も可能になる。
- 当面は公が呼び水の役割を担いつつ、中長期的に多様な民間・個人資金がPPP分野に流入できる取引市場の形成に向けた制度整備の検討が必要。

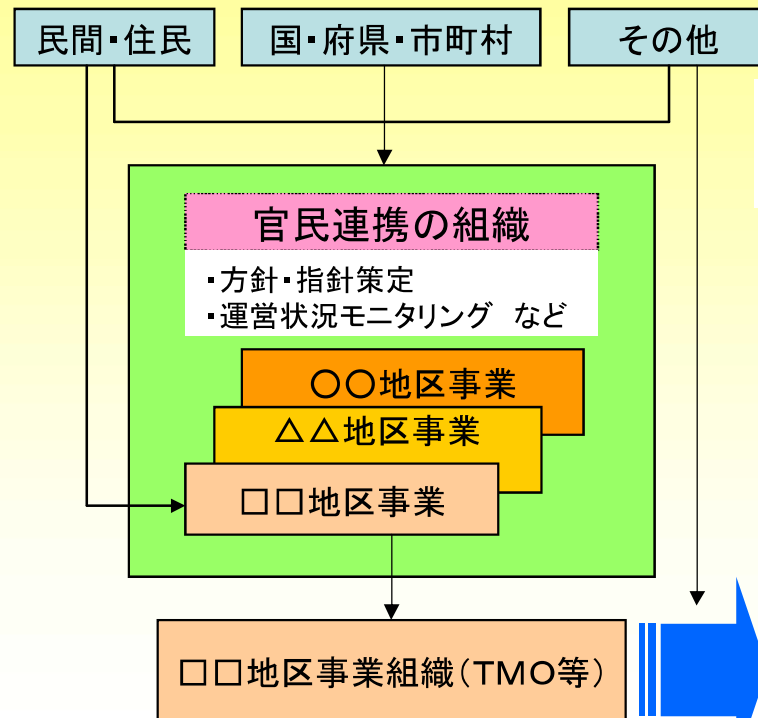


Ⅱ. 1-⑥ PPPのまちづくりへの適用イメージ

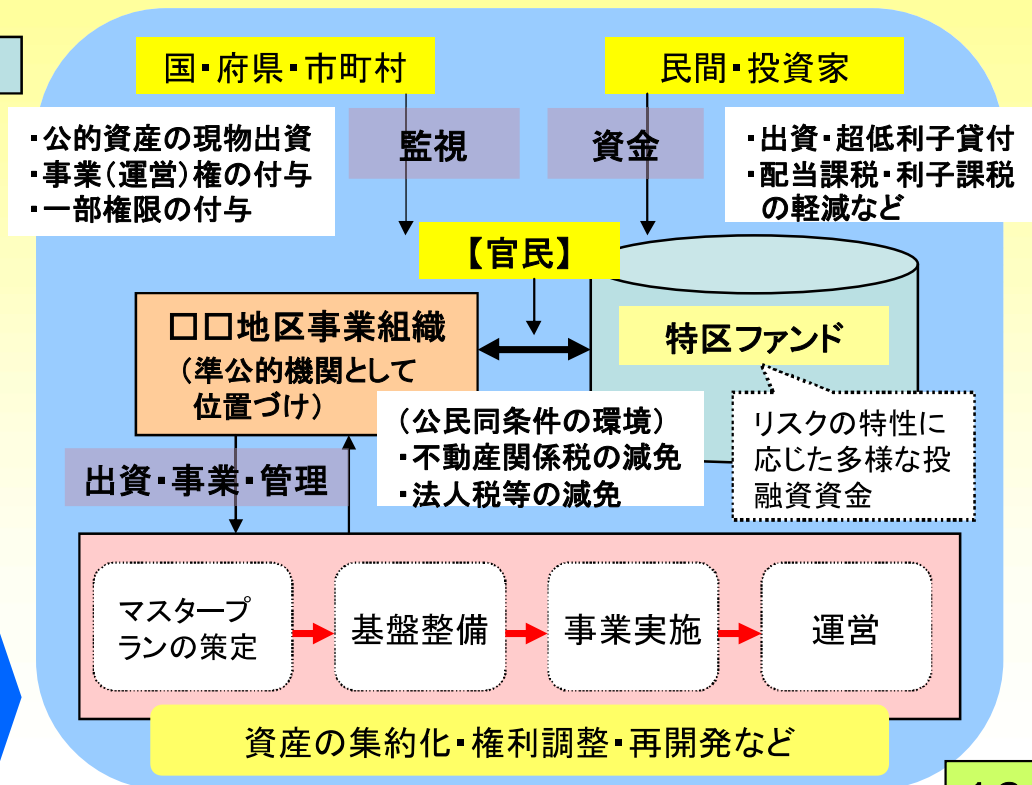
■「特区・PPPファンド」を活用した都市(まち)づくり

- * 官民の連携組織づくり(“公”から“民”へ。“公”は事業主体からモニタリングへ役割を転換)
 - ⇒ 広域的視野で都市の活性化、再生戦略を立案できる官民の連携組織の組成
- * 「新しい公共」として、一定の地域の開発等を行う事業組織(再開発・再生型TMO等)づくり
 - ⇒ 民間主導の運営組織の組成や地域の公的資産や事業(運用)権などの付与、公的支援権限の集約
- * 新たな都市づくり、ニュータウン再生、鉄道整備と街区の一体的な再開発などへの適用

官民の連携組織づくり



民間主導による事業組織(TMO等)づくり



Ⅱ. 2 地域活性化総合特区に関する税制優遇等

■地域の独自の取組を後押しする優遇税制

- * TMOなどまちづくりや地域活性化の中核になる機関に対して税制面から後押しする。
- * 税制と規制緩和のパッケージで地域の取組を支援する。
- * 地域課題の解決や活性化のため、市町村の負担軽減を行う措置を講じる(地方交付税措置、PPP化に伴う地方債、公営企業債、関連補助金等の償還緩和など)

地域活性化総合特区の税制支援等

- 総合特区事業を担う事業主体(TMO等)への支援
 - ・寄付金税制の拡充(寄付金の全額損金算入等)
 - ・出資等についての所得控除、発行債権に対する配当課税等の軽減、その他
- 公益的な事業用地の不動産取得について不動産取得税・登録免許税の軽減
- 特区内での特定施設(例:観光拠点施設等)の特別償却
- 他の自治体と連携して取り組む税制(固定資産税・都市計画税・事業所税の軽減等)に対する交付税措置
- PPP化に伴う地方債、公営企業債、関連補助金等の償還・変換に対する緩和措置(適化法の適用緩和・除外など)

地域活性化特区の例

ニュータウンの再生

観光・集客による
まちの活性化

研究拠点等を生かした
まちづくり

農業や地場産業など
の活性化

Ⅲ. 国際戦略総合特区の提案

1. 環境・新エネルギー産業エリア
 - ①夢洲地区、②咲洲地区、③大阪駅周辺地区
 - ④けいはんな学研都市地区
 - ⑤エリア内プロジェクト(参考)
2. バイオ・医療産業エリア
 - ①彩都地区
3. 国際物流拠点
 - ①阪神港、②関西国際空港
4. 経済効果、法人税等の増減収の試算

Ⅲ. 関西の国際戦略総合特区がめざすもの

国際戦略総合特区の目標

- 革新的な研究技術を有するサイエンスパークとが互いに連携・交流し、世界的課題である「低炭素社会」と「健康長寿社会」の実現を先導
- 関西の強みを結集し、「グリーンイノベーション」「ライフイノベーション」の世界トップレベルの技術と産業集積に磨きをかけ、世界標準を生み出し、確立できる地域へと転換し、わが国の経済成長を牽引(わが国の成長エンジン)
- 世界標準インフラである関西国際空港や阪神港を活かし、我が国の産業競争力の強化を加速

■ 総合特区のコンセプト

○グリーンイノベーション～低炭素社会のキー技術「電池」産業で世界を席卷～

⇒「環境・新エネルギー産業エリア」

・地球温暖化を克服し、持続的な発展が可能な低炭素社会を実現するため、グリーンイノベーションの創出に大きく貢献する挑戦的な研究開発から実証実験、産業化までを推進。とりわけ蓄電池・太陽電池等の世界有数の企業・大学・研究機関の集積を活かし、「電池」「次世代エネルギー」に重点を置き、内外からヒト・モノ・カネを集積させ、バッテリーの先端的研究開発をはじめ、EVやスマートグリッド等の次世代の社会システム実証を加速。わが国のグリーンイノベーションを強力に推進し、世界に発信。アジアの戦略拠点をめざす

○ライフイノベーション～バイオ医薬、革新的医療機器、医療・介護ロボットのグローバルなアジア拠点を形成～ ⇒「バイオ・医療産業エリア」

・製薬企業等や大学、国循センター、研究機関等の集積等を核に、内外からヒト・モノ・カネを集積させ、戦略的に研究課題をリサーチするとともに、生命機能や疾病原因の解明等の基礎研究から開発・実証まで、挑戦的・戦略的なイノベーションを推進し、抗体・核酸医薬や先端のがん治療、ワクチン、人工心臓等の革新的医療機器や医療・介護ロボットの開発を加速。成長著しいアジアにおいてライフイノベーションの戦略拠点をめざす

○アジア等と日本各地をむすぶ国際中継拠点～完全24時間運用など世界標準機能を有する「関西国際空港」、国際コンテナ戦略港湾である「阪神港」を活かし、アジアの活力を取り込む～

⇒「関西国際空港地区」、「阪神港地区」を「拠点」として設定

・国内線ネットワークの回復による内陸乗継機能の強化、物流関連企業の集積、基幹航路の拡充等による大阪湾周辺地域をはじめ関西の先端産業等の物流効率化による国際競争力の強化をめざす

Ⅲ. 国際戦略総合特区のエリアと拠点

■韓国や中国では、大規模な総合特区を設定。また区域、地区といった2層で特区を設定

【韓】仁川経済自由区域	209km ²	
松島(ソンド)地区	53km ²	国際業務団地、仁川新港 等
永宗(ヨンジョン)地区	138km ²	自由貿易地域、仁川国際空港等
青蘿(チョンラ)地区	18km ²	国際金融、外国人住居団地 等

【中】上海浦東新区	1,210km ²	
陸家嘴金融貿易区	42km ²	金融、貿易、コンベンション 等
外高橋保税區	98km ²	港湾運輸、物流、国際貿易 等
張江ハイテクパーク	119km ²	集積回路、ソフトウェア、バイオ 等
その他	951km ²	※上記のほか「金橋機能区域」等

■大阪では

- * 600~900km²という規模で「2つのエリア」を「1つの国際戦略総合特区」として設定
- * 1つのエリア内に複数の中核的な拠点(企業、人材、物流等の集積を図る)を設定

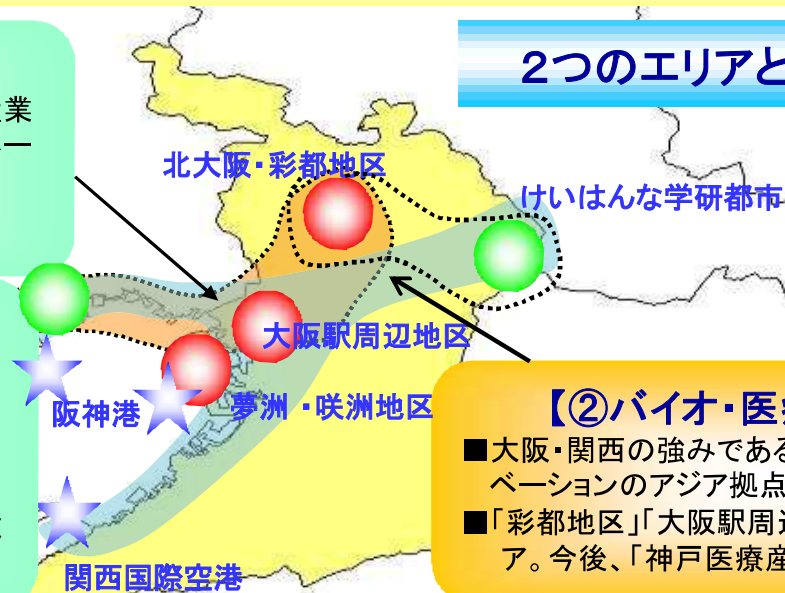
【①環境・新エネルギー産業エリア】

- 大阪・関西の強みである太陽光パネルや電池産業等の先端産業のアジアの拠点化と都市型イノベーション拠点の形成を図る
- 「夢洲・咲洲地区」「大阪駅周辺地区」の拠点と、「けいはんな学研都市」と連携するエリア

☆国際物流拠点(③阪神港、④関西国際空港)

- 阪神港は、国際コンテナ戦略港湾として、民の視点からの港湾経営、港湾利用コストの低減、国際コンテナ貨物の集積等により機能強化
- 関空は、国際ハブ空港として、高コスト構造の改善、空港利用コストの低減、航空ネットワークの拡充等により機能強化

2つのエリアと中核的な拠点



【②バイオ・医療産業エリア】

- 大阪・関西の強みであるバイオ・医療分野のイノベーションのアジア拠点の形成を図る
- 「彩都地区」「大阪駅周辺地区」を拠点とするエリア。今後、「神戸医療産業都市」とも連携を検討。

● : 大阪府内の拠点
 ● : 連携が必要な他府県の拠点
 ★ : 国際的な物流拠点

Ⅲ. 1. 環境・新エネルギー産業エリア

■環境・新エネルギー産業エリア

- * 大阪・関西は、太陽光パネルや二次電池をはじめとする環境・新エネルギー分野の産業が多数立地し、それらを支える研究拠点、オンリーワン企業や部品・装置メーカーも多数集積
- * アジアの生産拠点や国際コンテナ戦略港湾を拠点とする、“アジアの先端生産拠点・MICE拠点”である「**夢洲・咲洲地区**」、国際的な都市型イノベーション機能の形成や有能な人材、情報ネットワークの形成拠点である「**大阪駅周辺地区**」、わが国の2大サイエンスパークの1つである「**けいはんな学研都市**」と連携しつつ、国際コンテナ戦略港湾である「**阪神港**」、わが国の国際ハブ空港である「**関西国際空港**」の「**国際物流拠点**」を含めた一帯を特区に設定
- * 成長分野における世界市場のさらなる獲得、投資拡大等により、我が国の成長に寄与

環境・新エネルギー産業エリア

①夢洲地区(アジアの生産・物流拠点)

- 次世代バッテリー等の先端産業の生産、R&D・マザー工場や研究開発拠点の誘致
- アジアゲートウェイとしての国際物流機能の強化
 - ・港湾機能と生産機能の一体化、貿易拠点としての機能強化
 - ・関空ネットワークの強化、活用

③大阪駅周辺地区(アジアのイノベーション拠点)

- 内外企業のアジアの統括本部・営業本部等
- 環境・新エネルギー、ICT、ロボット等のR&D
- 内外の研究者等の高度人材の交流

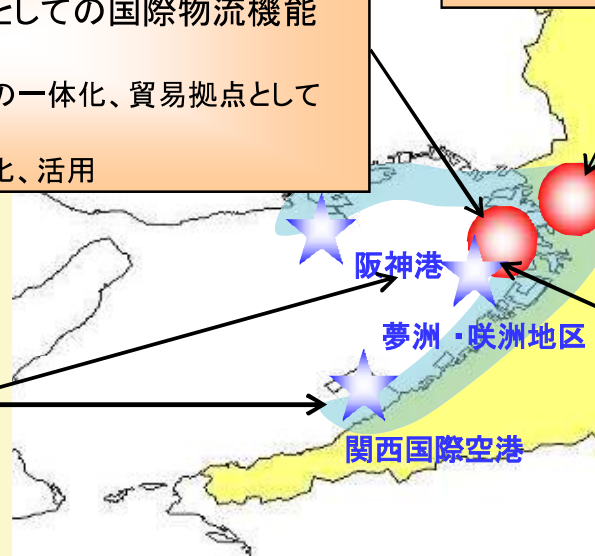
④けいはんな学研都市地区(アジアの研究拠点)

- 大学・研究機関の一大集積
- 革新型次世代電池の研究やCO2地下貯留技術など世界有数の技術力

②咲洲地区(アジアのMICE拠点)

- コンベンション・見本市を中心としたMICEゾーン
- ・MICE関連施設(国際会議場、展示場、宿泊・研修施設等)の集積
- ・先端産業・技術の世界への発信拠点(国際的なコンベンション、見本市、会議の誘致、開催)
- ・USJ等のエンターテイメントやショッピング

④国際物流拠点



Ⅲ. 1-①-1 夢洲地区～アジアの生産・物流拠点

夢洲地区(アジアの生産・物流拠点)



- * 大阪に残された大規模産業用地
- * 「国際コンテナ戦略港湾」に隣接、巨大な生産・物流地区

【先端産業用地】

- ・巨大産業用地 約390ha(先行開発地域40ha、Ⅱ期120ha)
- ・“バッテリーベイ”と言われる大阪湾の中心部に立地
- ・国際物流拠点、内陸輸送モードとの高い近接性

【国際コンテナ戦略港湾】

- ・夢洲コンテナターミナル(高規格コンテナターミナル)が稼動
- ・戦略モデル港として従来の規制や枠組みを大幅緩和し、集中投資を実施
- ・夢咲トンネルを整備



■ グリーンテクノロジー拠点の形成

- ・先端企業生産用土地造成・インフラ整備
- ・新エネルギー産業集積に向けたインセンティブの充実
- ・府・市・経済界による「企業等誘致協働チーム」を設置
- ・企業立地促進法の活用
- ・新エネルギー分野セミナーの開催など情報発信機能の創出
- ・太陽光発電の大規模展開 など

■ 国際物流機能の強化

- ・阪神港のコンテナターミナル全体を一元管理する港湾経営主体の確立
- ・内航フィーダー網の強化
- ・産業の立地促進による創荷
- ・港湾コストの低減
- ・コンテナ物流の夢洲移転

大阪をハブとしたアジアの生産・物流拠点を形成

Ⅲ. 1-①-2 夢洲地区～求められる取組と支援措置

夢洲地区(アジアの生産・物流拠点):求められる取組と必要な支援措置の例

■生産開発ゾーン形成のための取組

1. 国際物流拠点との近接性を活かしたマザー工場や研究開発施設の誘致
2. 次世代電線網など新技術の実証実験の場の提供

■税制上の措置の例

- 法人税の大胆な軽減措置
- 生産拠点への設備投資に対して、土地・建物・設備にかかる税を減免
- ベンチャー投資税制(エンゼル税制)の拡充
- 都市再生促進税制の拡充(民間都市再生事業の運営充実)
- 外国人高度・専門人材の所得税軽減(税率引下げ、子弟のインターナショナルスクールの授業料等の所得控除など)
- 内航フィーダー船に対する石油石炭税等の優遇措置
- 港湾経営主体に対する税制優遇

■規制緩和の例

- 土地利用規制の緩和
 - ・臨港地区の規制緩和(地区解除手続きの簡素化、地区内の用途規制の緩和)
 - ・工場立地法の面積要件等の規制緩和
 - ・公有水面埋立法における埋立地の土地利用変更の規制緩和
- 貿易手続き等での規制緩和
 - ・輸出入手続きの簡素化・迅速化(保税地域搬入原則の緩和等、輸出手続きを大幅な簡素化。AEO要件の緩和、貨物
到着前の事前通関制度、納税申告の後日での実施等、簡素化、迅速化)
 - ・総合保税制度の拡充(FTZ制度)、原産地証明発給制度の規制緩和
- 外国人高度・専門人材の在留資格の緩和、手続きの迅速化

Ⅲ. 1-②-1 咲洲地区～アジアのコンベンション拠点

咲洲地区(アジアのコンベンション拠点:MICEゾーン)



MICE: 企業等の会議(Meeting)、企業等の行う報奨・研修旅行(インセンティブ旅行)(Incentive Travel)、国際機関、学会等が行う国際会議(Convention)、イベント、展示会・見本市(Event/Exhibition)の頭文字のこと。

■ MICE拠点形成への取組

- ・環境・新エネルギー等国際的な見本市や会議の誘致(環境新エネ産業等のアジア市場開拓)
- ・MICE関連投資の促進(ホテル、免税店など)
- ・サイボス2012の開催を通じインテックス大阪の機能拡充
- ・まちづくり推進協議会での府・市・経済界一体になった取組など

* 日本最大級のMICE関連施設の集積地区(約192ha)

【国際会議・学会・研修・セミナー施設】

- ・大阪国際会議場、大阪アカデミア、コスモプラザビル(ホール)、ホテルコスモスクエア国際交流センターなど

【コンベンション・見本市・会議施設】

- ・インテックス大阪(7.2万㎡)、ATCコンベンションホール(6.9千㎡)、ハイアットリージェンシー(2.8千㎡)など

【宿泊施設】

- ・ハイアットリージェンシー(480室)、ホテル大阪ベイタワー(383室)、ホテルユニバーサルポート(600室)、ユニバーサルスタジオ周辺ホテル(約1100室)等



いまある資産を活かしてMICEゾーンを形成

■ 夢洲地区と連携した環境・新エネのR&D拠点形成への取組

- ・研究開発拠点の誘致・インセンティブの充実
- ・EVの普及に向けたEVカーシェアリングの実証実験
- ・分散型太陽光発電の事業化に向けた検討調査 など

アジアのビジネス交流・交易拠点を形成

Ⅲ. 1-②-2 咲洲地区～求められる取組と支援措置

咲洲地区(アジアのコンベンション拠点:MICEゾーン):求められる取組と必要な支援措置の例

■ MICEのもたらすメリット

1. 環境・新エネルギーなど新産業の情報発信と裾野の拡大
2. 企業にとって有効な販売手段(販路拡大)
3. 企業間・人材(キーマン)の交流、情報交換で技術革新・開発を促進
4. 集客の増加等による地域経済への波及効果が大きい

■ MICEゾーン形成のための取り組み

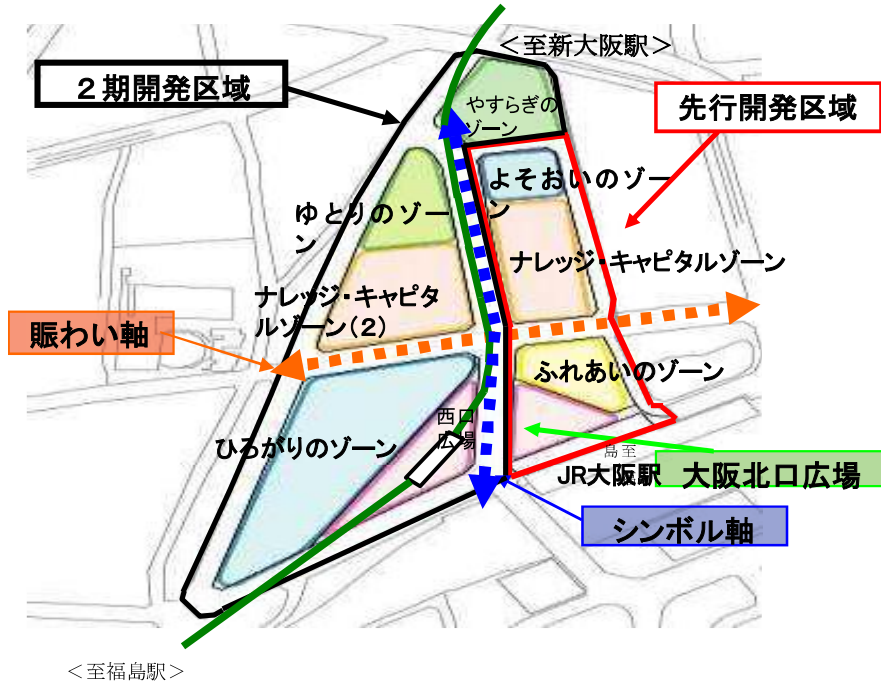
1. 民間主導によるMICEゾーンの運営体制(TMO等)の構築
2. 世界標準の国際見本市機能の整備、展示会等の誘致
3. 研修施設・会議施設・展示場等のネットワーク化
3. ショッピング・エンターテイメント等MICE支援機能の強化
4. 外国公館・外資系企業の集積促進
5. 夢洲地区と連携した環境・新エネルギー産業関連施設の誘致

■ MICEゾーンで求められる支援措置の例

1. MICE機能の充実
 - 【税制等】 輸入品の簡易通関と関税・消費税の猶予／展示向け備品への関税免除／免税店の誘致／建物・土地関係税の軽減
 - 【規制緩和】 展示手続きの簡素化／参加者の在留資格緩和・迅速な入国手続／クレジットカード使用規制の緩和(転売仕入目的での利用を可能に)
 - 【資金支援】 MICE関連施設整備向け低利融資など
 - 【PPP】 コンベンション施設のPPPによる整備・MICE誘致・運営／配当課税の免除／施設運営のSPCへの税制優遇 等
2. 外国公館・外資系企業等の集積
 - 【税制】 法人税の減免(進出当初)／研究開発税制の拡充
 - 【規制緩和】 在留資格の緩和(投資要件等)／手続き迅速化

Ⅲ. 1-③-1 大阪駅周辺地区～アジアのイノベーション拠点

大阪駅周辺地区(アジアのイノベーション拠点)



「大阪駅北地区」(24ha)
 * グローバル市場とのコンタクトポイント
 * グローバルに活躍できる人材を育成するイノベーションセンター地区

【先行開発区域】(7ha)
 ・2012年度下期竣工予定
 ・知的創造拠点「ナレッジキャピタル」を核とした都市開発

【2期開発区域】(17ha)
 ・「環境」をテーマとした開発
 ・2期ナレッジキャピタル(環境ナレッジ)の実現

■アジアとのビジネス交流を促進する国際的な人材・企業の集積促進

- ・ビジネスサポート機能の整備(ホテル機能、外国人向け賃貸住宅等)
- ・外資も含めた成長企業の進出支援

■日本発の知的創造を実現する都市型イノベーション機能の形成

- ・ナレッジキャピタルを構築
- ・大阪オープンイノベーションセンター(仮称)
- ・サイバーアートセンター(仮称)
- ・アジア太平洋研究所(仮称)
- ・環境技術の国際標準化への取り組み

■「新しい公共による先進的な都市環境整備・マネジメント」

- ・公共空間のグレードアップ整備
- ・TMOによるタウンマネジメント(公共空間管理・活用、防犯、防災、交通マネジメント)の推進

有能な人材、世界的な企業が集積する「アジアのイノベーションセンター」を形成

Ⅲ. 1-③-2 大阪駅周辺地区～求められる取組と支援措置

大阪駅周辺地区(アジアのイノベーション拠点):求められる取組と必要な支援措置の例

■イノベーション拠点形成のための取り組み

1. 国際的な人材・企業の集積
 - ・情報を収集し、ビジネスモデルを構想する戦略拠点形成
 - ・グローバル人材獲得・育成拠点の形成
 - ・環境ビジネスの国際標準化をリードする拠点の形成
2. 国際都市としての都市環境整備とマネジメント
 - ・「新しい公共」を担う民間組織による公共空間の管理運営

■税制上措置の例

- 外資系のアジア統括拠点などへ法人税、事業税、住民税等の減免
- ベンチャー投資税制(エンゼル税制)の拡充
- 都市再生促進税制の拡充
- 最先端医療設備や環境配慮型の設備投資、研究開発活動への税制支援

■規制緩和の例

- 人と企業を惹きつけるまちづくりのための規制緩和
 - ・PPPによるまちの景観づくり(道路等の利用規制緩和でデジタルサイネージやストリートファニチャー等を整備)
 - ・公共空間の活用(道路等でのオープンカフェ、イベントの実施)
 - ・道路での実証実験や移動手段の多様化(道路交通法等の規制緩和で、ロボットなどの実証実験を可能に) など
- 外国人高度人材呼び込みのための規制緩和
 - ・在留資格の緩和と在留期間の延長・手続きの迅速化
 - ・家族を含む在留資格認定証明書交付手続き等の優先・迅速化、留学生の就職促進に向けた在留規制等の緩和

Ⅲ. 1-④-1 けいはんな学研都市地区～アジアの研究拠点

■環境・新エネルギー（精華・西木津、京大宇治拠点）

- 高効率エネルギーの本格的電気自動車へ利用可能な革新型次世代電池（京大）の研究やけいはんなモデルのスマートグリッドの実証事業を加速させ、世界標準へ。
- CCS（CO2地下貯留技術）の中国への技術移転やCO2分離・回収技術の日米共同研究、バイオリファイナリー（エタノール、ブタノール）研究を加速させ、産業化を促進。
- 情報通信技術は各々の研究分野の基盤技術であり、各分野での応用を展開。けいはんな学研都市に立地するNICT、ATRは、今後、環境や次世代エネルギーなどの研究分野で相互に連携。更なるシナジー効果を創出。

※ 実施研究機関等

- ・京大宇治拠点（革新型次世代電池）
- ・地球環境産業技術研究機構（RITE）
- ・情報通信研究機構（NICT）
- ・国際電気通信基礎技術研究所（ATR）
- ・京都大学農学部附属農場（移転予定）
- ・京都府立大学附属農場（移転）

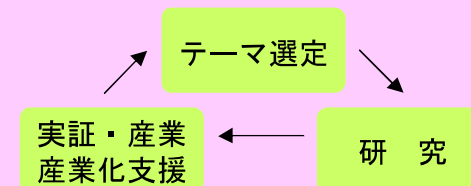
■医療・バイオ（木津南）

- 日本原子力研究開発機構関西光科学研究所光医療研究連携センターが、粒子線がん治療装置の研究開発を行っている。
- 大阪彩都の（独）医薬基盤研究所の「ヒトがん組織培養」研究で得られたがん組織で臨床実験を行うなど共同研究を進めている。

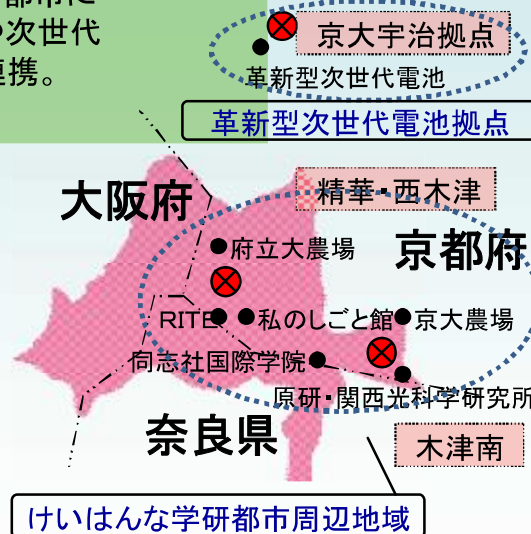
■オープンイノベーション拠点の創設

- 環境・新エネルギー分野、医療・バイオ分野、さらには、次世代の研究テーマについても、既存概念に拘らず、世界トップクラスの研究者がゼロベースで議論し実行するプラットフォームをけいはんな学研都市に設立。

オープンイノベーションのイメージ



- ・国際的な研究交流開発拠点形成を目的に、滞在型の施設を整備
- ・科学・技術に加え、文化・社会科学分野も含む基礎テーマから研究テーマを選定。
- ・大学を中心に幅広い組織で推進



Ⅲ. 1-④-2 けいはんな学研都市地区～求められる取組と支援措置

けいはんな学研都市地区(アジアの研究拠点):求められる取組と必要な支援措置の例

■ 財政等の集中投資

- 世界の一流の若手研究者を集積させる国際的研究開発交流施設として「私のしごと館」を活用
- 未来型粒子線治療ゾーンの整備
- 京都大学、京都市立大学、奈良先端科学技術大学院大学等のアグリバイオの集積を活用した研究開発拠点の整備
- 世界トップクラスの研究者向けの滞在型研究交流施設への「私のしごと館」活用を支援

■ 税制上の措置の例

- 研究機関・企業の立地、投資促進・研究開発促進及び人材投資促進に対する法人税の免除
- 企業の設備投資に係る土地・建物に対する不動産取得税非課税措置
- 企業・民間研究機関の環境にやさしい設備投資にかかる税制優遇(法人税の免除や税額控除の適用拡充等)
- 路線バスへのEV導入促進を図るため、事業者への法人税等の税財政措置優遇(法人税の免除や税額控除の適用拡充等)
- 太陽光発電、蓄電池、EV等の購入に対する個人向け税制優遇

■ 規制緩和の例

- 外国人研究者の定住促進のための規制緩和等
 - 家族を含めたビザ入国管理規制の緩和等
 - 外国人研究者子弟への学費援助制度の創設
- 医療従事者、研究者等の入国管理及び在留期限の緩和
- ICTを活用した在宅での健康管理や生活習慣病の診断、治療を行うため、医師法の改正
- 海外で実用化された医薬等の治験等をはじめとする先進医療及び再生医療に係る創薬の審査期間の短縮等
- 準工業地域における建物用途規制緩和(手続き簡素化)

Ⅲ. 1-⑤ 環境・新エネルギーエリア内の拠点以外のプロジェクト例

堺臨海部地区(堺臨海グリーンベイ構想)

大阪グリーンエネルギーベイセンター(仮称)



「堺2区」

- * ベイエリアの環境・新エネ産業の一大集積地
- * 前面に広大な泊地。大阪湾再生プロジェクトが進行
- 【研究シーズを持つ環境関連産業が集中】
- ・グリーンフロント堺、堺浜テクノパーク、府大エコロジー研究所、府大EV開発センター、メガソーラー、関連企業等
- 【全国有数の海域環境研究フィールド】
- ・干潟や浅場が存在。沖合いには人工干潟、海底の深堀跡等環境再生の研究フィールドを提供
- 【有効利用可能な広大な施設用地】
- ・堺2区北泊地周辺の用地が実証フィールド、施設整備用地として利用可能。
- 【大阪府立大学の研究機能を活用】
- ・海藻バイオマスを用いた海域浄化と炭素固定(ブルーカーボン)
- ・全固体電池、超伝導モータ、ネオジウムフリーモータ開発等

■堺臨海グリーンベイ構想実現に向けて必要な取組み

1. 大阪グリーンエネルギーベイセンター(仮称)の設置(府大、企業、府、堺市等)
 - 大阪湾環境再生創造技術開発機能
 - 内外の環境人材を育成しつつ、大阪湾環境再生技術を展開
 - 蓄電池開発評価・EV開発実証機能
 - 蓄電池や次世代自動車技術の開発・評価。蓄電池やEV等の実証も行い、パッケージ化。府大EV開発研究センターと連携
2. 環境・エネルギー関連ベンチャーの集積
 - ・次世代新エネ(波力、振動力発電)等のベンチャーインキュの整備等

■求められる措置

- 環境人材育成、大阪湾の環境再生創造技術
 - ・関連国事業の集中投資、廃棄物の越境移動緩和、ガラ海洋利用
- 蓄電池開発、EV開発
 - ・蓄電池評価研究拠点(NEDO(蓄電池分野)、AIST関西センター(電池評価センター)等)の誘致 等
 - ・EVを含む関連国事業の集中投資、EV認定基準緩和
- 新エネベンチャーインキュ整備
 - ・地域企業立地促進等共用施設整備費補助事業(経済産業省)など
- 全般
 - ・研究開発税制や設備投資税制

内外の環境人材を育成しつつ、フィールドで実証した環境修復技術を内外へ展開⇒人を集め、海外市場へ展開！

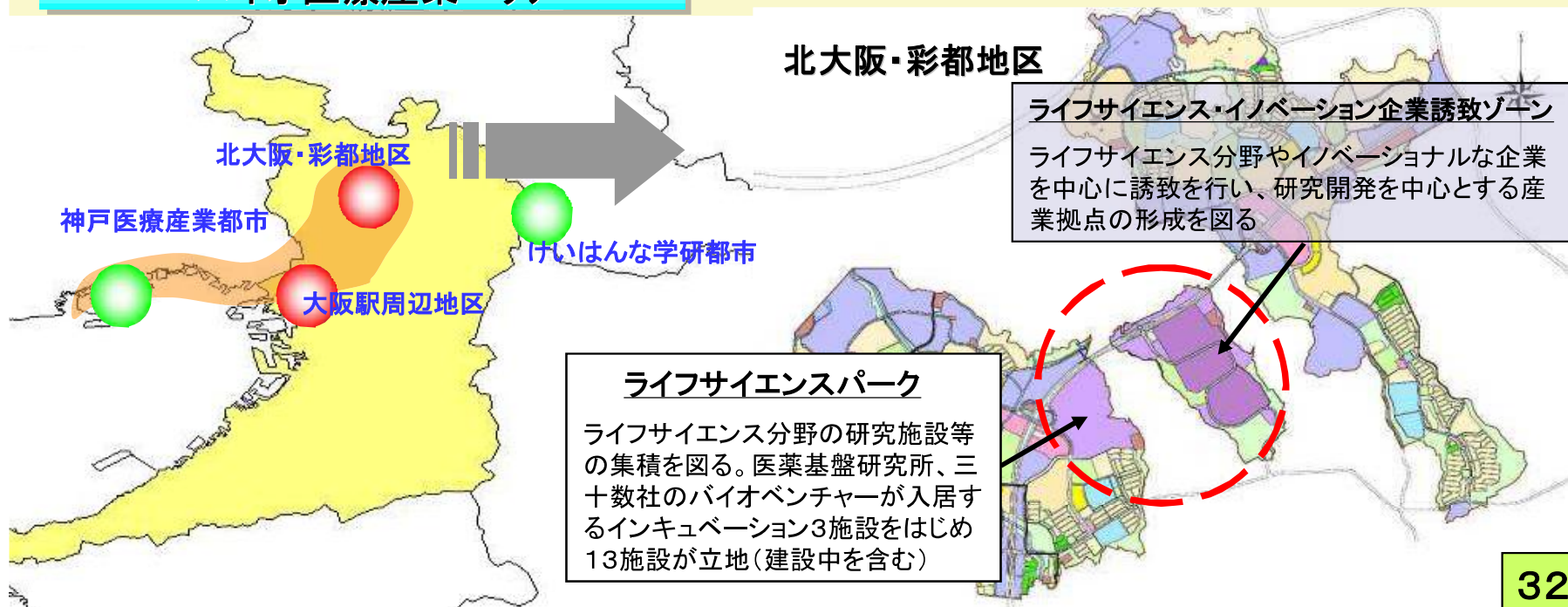
蓄電池のコア施設を集め、関連企業を集積！ 蓄電池有力市場であるEVを核とした産業振興を推進！

Ⅲ. 2. バイオ・医療産業エリア

■ バイオ・医療産業エリア

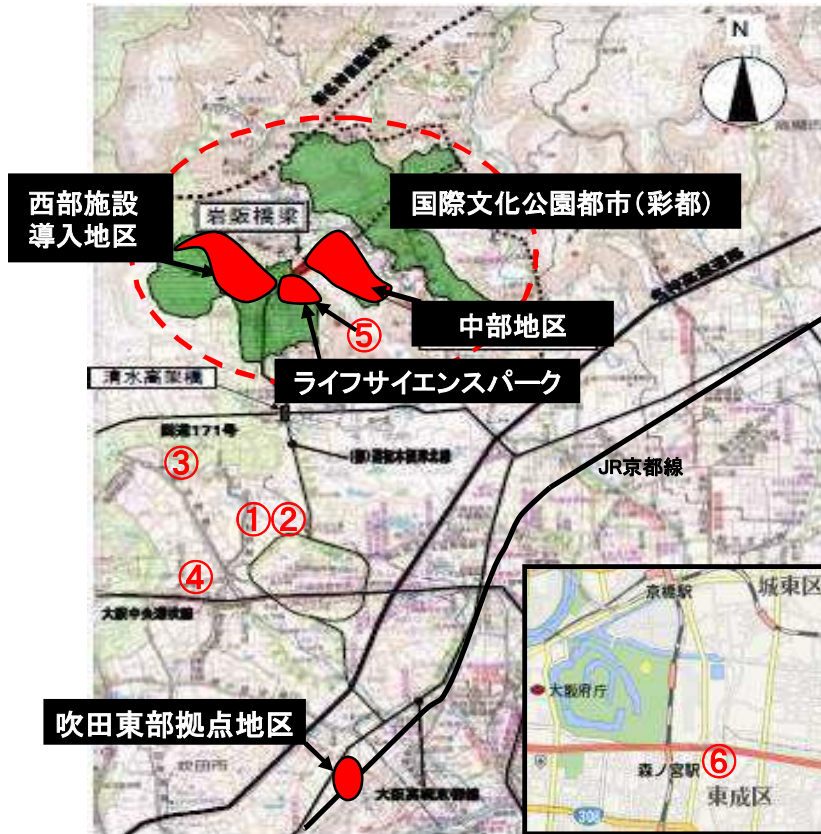
- * 大阪・関西は、大阪市内(道修町界隈)の我が国を代表する製薬企業をはじめ、北大阪地域の創薬・先端医療関係の研究機関が集積。さらに基礎研究を産業化につなげるバイオベンチャーが創出するなど、国内トップのバイオクラスターが形成されつつある
- * 阪大や国循センター、基盤研等のナショナルセンターが集積し、バイオ医療品や医療機器、先端医療等でのアジアにおける競争力を強化する拠点である「北大阪・彩都地区」を中核に、国際的な都市型イノベーション機能の形成や有能な人材、情報ネットワークの形成拠点である「大阪駅周辺地区」、再生医療の「神戸医療産業都市」と連担する一帯を特区エリアとし、けいはんな学研都市とも連携する。
- * 世界市場の獲得、世界からの投資を呼び込み、我が国の成長を牽引

バイオ医療産業エリア



Ⅲ. 2-①-1 北大阪・彩都地区～グローバルなライフイノベーション拠点

北大阪・彩都地区(アジアのグローバルなライフイノベーション拠点)



- 大阪には、製薬企業をはじめ、北大阪地域の創薬・先端医療の大学・研究機関が集積。更に基礎研究を産業化につなぐバイオベンチャーの創出など、国内トップクラスを形成。
- 「ライフイノベーションによる健康大国戦略」の推進には、国内最高のポテンシャルを持つ北大阪エリアに、世界レベルの医薬産業や研究開発機能、人材の更なる集積を図ることが必要。

【大阪のポテンシャル】

- ・武田、田辺三菱など我が国を代表する大手製薬はじめ約300社の製薬企業が集積
- ・大阪大学、国立循環器病研究センター、医薬基盤研究所など我が国の創薬・医療を先導してきた大学・研究機関が集積
- ・基礎研究を産業化につなげるバイオベンチャー(約100社、全国の17%)

【想定地区】

- ・彩都(西部地区(ライフサイエンスパーク)、西部施設導入地区、中部地区)を中心に、茨木市、箕面市、吹田市(東部拠点等)などの北大阪エリア
- ・主な施設拠点: ①大阪大学、②大阪大学医学部附属病院、③国立循環器病研究センター、④大阪バイオサイエンス研究所、⑤医薬基盤研究所、⑥大阪府立成人病センター(○数字は地図内の番号)

■グローバルライフイノベーション拠点形成に向けた取組み

⇒ バイオ医薬・革新的医療機器・医療福祉ロボットの研究開発・実用化

1. PMDAの審査迅速化を図る機能拡充(大阪・関西での機能配置等)
2. 中核・拠点病院を核とした高度先進医療の治験・臨床研究の促進
3. 北大阪の研究拠点の機能強化、バイオ関連企業の集積、オープンイノベーションの加速
4. 外国人高度・専門人材との交流と人材登用の促進

Ⅲ. 2-①-2 北大阪・彩都地区～求められる支援措置

北大阪・彩都地区(アジアのグローバルなライフイノベーション拠点): 必要な支援措置の例

■ 規制緩和の例

- 医薬品等の承認審査・調査機能の強化・迅速化
(PMDAの大阪・関西への機能配置(まず大阪として機能配置し、段階的に機能拡充、西日本事務所へ))
- 高度先進医療特区の創設に係る規制緩和
 - ・臨床研究専用ベッドへの病床規制の適用除外、高度先進臨床研究に対する「高度医療評価制度」に準じた制度の導入、医師主導型治験(希少疾病用医療機器)での海外臨床データの活用
- 医療福祉ロボット実用化実証実験特区の創設に係る規制緩和
 - ・ロボット実証実験での実薬の使用許可、仮承認制度(日本版IDE制度)の導入、ICTを活用した診断等の対面原則の緩和、特許権の存続期間の延長(最長5年延長)、BMIの臨床試験での未承認機器の使用許可
- 外国人高度・専門人材との共同研究促進
 - ・在留資格の緩和、在留期間の延長(研究、医療:改正入管法5年⇒10年)

■ 税制上の措置の例

- 法人税の大胆な軽減措置
- オープンイノベーションのための投資促進税制の拡充等
 - ・研究開発費に係る税額控除率の引上げ、バイオベンチャー等への研究開発目的での投資に係る研究開発促進税制の適用、バイオベンチャー等への投資に係る配当課税の軽減・エンゼル税制の拡充等
- 医療福祉ロボットの実証実験に協力する医療福祉施設への税優遇措置
- 外国人高度・専門人材の所得税軽減

■ 財政支援等

- 国研究資金(産業革新機構を含む)等の優先投入
- 高度先進医療特区の具体化に係る支援
 - ・治験センターの創設支援、医師主導型治験(希少疾病用医薬品等)の促進支援
- 医療福祉ロボット実用化実証実験特区の具体化に係る支援
 - ・実証機器導入に対する支援、医療福祉ロボット分野に関する講座開設の大学に対する研究助成等
- バイオ医薬品開発支援拠点の整備に対する支援
- 研究開発をサポートする外国語通訳、MR(医薬情報担当者)の育成支援

Ⅲ. 3-①-1 阪神港地区～アジアの国際ハブ・物流拠点

阪神港地区(アジアの国際ハブ・物流拠点)

- * 『国際コンテナ戦略港湾』として更なる選択と集中により、国内コンテナ貨物を阪神港へ集約
- * 基幹航路の維持・拡大を図り、低コスト、多頻度・多方面、確実な国際輸送サービスの提供によりアジアの国際ハブ・物流拠点地区を形成、日本の国際競争力強化に寄与



4つの基本戦略

- ①国内コンテナ貨物の集荷機能強化
- ②港湾コストの低減
- ③民の視点からの港湾経営の実現
- ④物流関連企業、先端産業の立地促進による創荷

集荷目標



戦略に基づく具体的取組み

- * 内航フィーダー輸送の強化、インランドポートの設置による広域からの集荷 【集荷機能の強化】
- * 高機能ターミナル・荷役機械等の整備促進によるコスト削減 【港湾コストの低減】
- * 埠頭公社の株式会社化支援によるターミナルの効率的運営 【民の視点からの港湾経営の実現】
- * 企業の立地需要にあわせた用地の提供 【物流関連企業、産業立地促進による創荷】

Ⅲ. 3-①-2 阪神港地区 ~求められる支援措置

阪神港地区において必要な支援措置の例

戦 略	規制の特例措置	税制上の支援	財政上の支援	金融上の支援/ その他
<p>①国内コンテナ貨物の集荷機能の強化</p> <p>(ねらい) 内航フィーダー輸送の強化、インランドポートの設置による広域からの集荷</p>	<p>■民間事業者が実施するフィーダー輸送における外航船と内航船の競争条件を同一にするための改正省エネ法の見直し</p> <p>■民間事業者が実施する内航フィーダー船による輸送について消席率向上のための国内貨物積載コンテナに関する手続き簡素化と積載重量の見直し</p>	<p>■民間事業者が運航する内航フィーダー船における免税油の使用</p> <p>■民間事業者が実施する内航フィーダー船大型化に伴い新たに取得する船舶の固定資産税の非課税措置</p> <p>■埠頭(株)等が整備するインランドポート施設にかかる固定資産税・都市計画税の税金相当額の支援もしくは非課税措置</p> <p>■インランドポートに進出する物流事業者に対する法人税減額</p>	<p>■民間事業者が運航する内航フィーダー船の大型化等に伴う船舶の建造費・買取費補助並びに無利子貸付と事業立上り支援</p> <p>■埠頭(株)が実施するインランドポート施設整備に対する補助と事業立上り支援</p>	<p>■民間事業者による内航フィーダー船の新造・買取に対する暫定措置事業の廃止</p>
<p>②港湾コストの低減</p> <p>(ねらい) 基幹施設・荷役機械等の整備促進による基幹航路の維持・強化</p>	<p>■埠頭(株)が実施する上物、荷役機械等整備資金の国からの直接貸し付け</p> <p>■民間事業者の貿易関連手続きの簡素化</p>	<p>■24時間ゲートオープン、複数ターミナル一体運営を実現したターミナルの埠頭(株)・オペレーターに対する固定資産税・都市計画税の非課税措置</p> <p>■埠頭(株)が新たに取得する資産に対する固定資産税・都市計画税の非課税措置</p> <p>■埠頭(株)が所有する資産に対する固定資産税・都市計画税の非課税措置</p>	<p>■埠頭公社が所有するコンテナターミナルの公設民営化の推進によるターミナルリース料の低減</p> <p>■直轄事業による大水深岸壁等整備に対する港湾管理者に対する財政的支援</p> <p>■埠頭(株)が実施する高性能ガントリークレーン整備に対する補助</p> <p>■環境・セキュリティ対策についての施設整備費、管理費に関する埠頭(株)に対する補助</p>	<p>■埠頭(株)が実施する上物、荷役機械等の施設整備に対する金融支援措置</p> <p>■埠頭公社が所有するコンテナターミナルの岸壁等資産と国無利子借入金との相殺によるターミナルリース料の低減</p>
<p>③民の視点による港湾経営の実現</p> <p>(ねらい) 埠頭(株)の財務体質強化によるターミナルの効率的運営</p>	<p>■埠頭(株)が柔軟且つ効率的な経営を行うための新外資法の見直し</p>	<p>■埠頭(株)の不動産の移転登記に係る登録免許税の非課税措置</p> <p>■埠頭(株)の財産を処分する上での法人税免除</p>		
<p>④物流関連企業、先端産業の立地促進による創荷</p> <p>(ねらい) 企業の立地需要に応じた用地提供</p>	<p>■ロジスティクス用地・産業用地の低廉化のための埋立事業の起債償還年限の延長</p> <p>■埋立地の土地利用変更に必要な法手続きの簡素化</p>	<p>■新たに立地する物流関連企業、先端産業に対する税制上の支援</p>		

Ⅲ. 3-②-1 関西国際空港地区～アジアと日本の中継拠点

関西国際空港地区(～アジアと日本の中継拠点、国際観光・貨物ハブ空港へ～)

- * アジアをはじめ、世界からヒト・モノ・カネなどの活力を取り込む吸入口
- * 取り込んだ活力を増幅させ、日本全体に波及させる中継拠点地区

「新成長戦略」に掲げる目標:

『訪日外国人を
2020年初めまでに2,500万人、
将来的には3,000万人。』

(※2008年の訪日外国人旅行者数約800万人)

観光立国の実現には、
新たに37万回の空港処理能力が必要

(※外国人旅客数3,000万人、日本人旅客数2,000万人
として今後必要となる国際線発着回数を試算)



東西2つのハブで日本の成長を牽引!

⇒ 関空を『24時間、内際一体型』の国際観光・貨物ハブ空港へ



<関西国際空港>

物流施設

関西国際空港は

- * 我が国唯一の完全24時間空港
- * 成長著しい中国との航空ネットワーク(21都市とネットワーク)
- * 広大な展開用地を有する二期空港島
- * 大阪湾ベイエリアを中心に次世代先端産業が集積

これらの
強みを活かし!

国際観光・貨物ハブ空港への基本戦略

- ① 空港機能の強化(利用コスト低減、国内線ネットワークの充実)
- ② 規制緩和による民間活力の最大活用
- ③ 国際競争力の向上

Ⅲ. 3-②-2 関西国際空港地区～求められる支援措置

関西国際空港地区において必要な支援措置の例

必要な措置	主 な 内 容
①規制の特例措置	<ul style="list-style-type: none"> ◇国内線の門戸開放による内際乗継機能強化 <ul style="list-style-type: none"> ・外国航空会社による国内線運航(カボタージュ)規制緩和 ◇LCC(ローコストキャリア)の参入促進 <ul style="list-style-type: none"> ・機材回転率の向上(国内線と国際線運航便との変更手続きの簡素化、旅客在機中の燃料給油実施) ◇国際貨物便の就航促進 <ul style="list-style-type: none"> ・「第5の自由(相手国で貨物の搭載を行い第3国へ輸送すること等)」の開放、「チェンジ・オブ・ゲージ(機材変更)」に係る制限の撤廃 ・国際航空貨物チャーター輸送におけるフォワードチャーター(利用運送事業者によるチャーター)、第3国の航空会社によるチャーターの運航条件の緩和
②税制上の支援	<ul style="list-style-type: none"> ◇FTZ(自由貿易地区)を設定し、新規に立地する物流関連事業に対するインセンティブ付与 <ul style="list-style-type: none"> ・地域内製品を国内へ輸入する場合の選択関税制度を創設 ・法人税等の実効税率の大幅な引き下げ ・固定資産税等について5年間減免 ・不均一課税等に伴う地元2市1町への交付金等措置を実施 ◇国内線運航コストの軽減による内際乗継機能強化 <ul style="list-style-type: none"> ・国内線に使用されている航空機が関空で燃料を積み込む場合の、航空機燃料税の優遇措置 (関空会社のバランスシート改善までの間の取組として、競争力を飛躍的に高める) ◇関空会社の経営基盤を確立するために必要な税制措置 <ul style="list-style-type: none"> ・空港用地に係る固定資産税等の免除と、地元2市1町への税収 消失分の交付金等財政措置
③財政上の支援	<p>(関空会社のバランスシート改善までの間の取組として、競争力を飛躍的に高める)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇関空の国際競争力の強化に向けた取組に必要な関空会社の経営基盤を確立するために必要な財政措置
④その他の支援	<ul style="list-style-type: none"> ◇関空アクセス(なにわ筋線、関空リニアなど)の強化(検討中)

Ⅲ. 国際戦略総合特区の経済効果の試算例

■ 二つのエリアによる経済効果(試算)

* 「環境・新エネルギー産業エリア」と「バイオ医療産業エリア」に特区政策を導入することで、

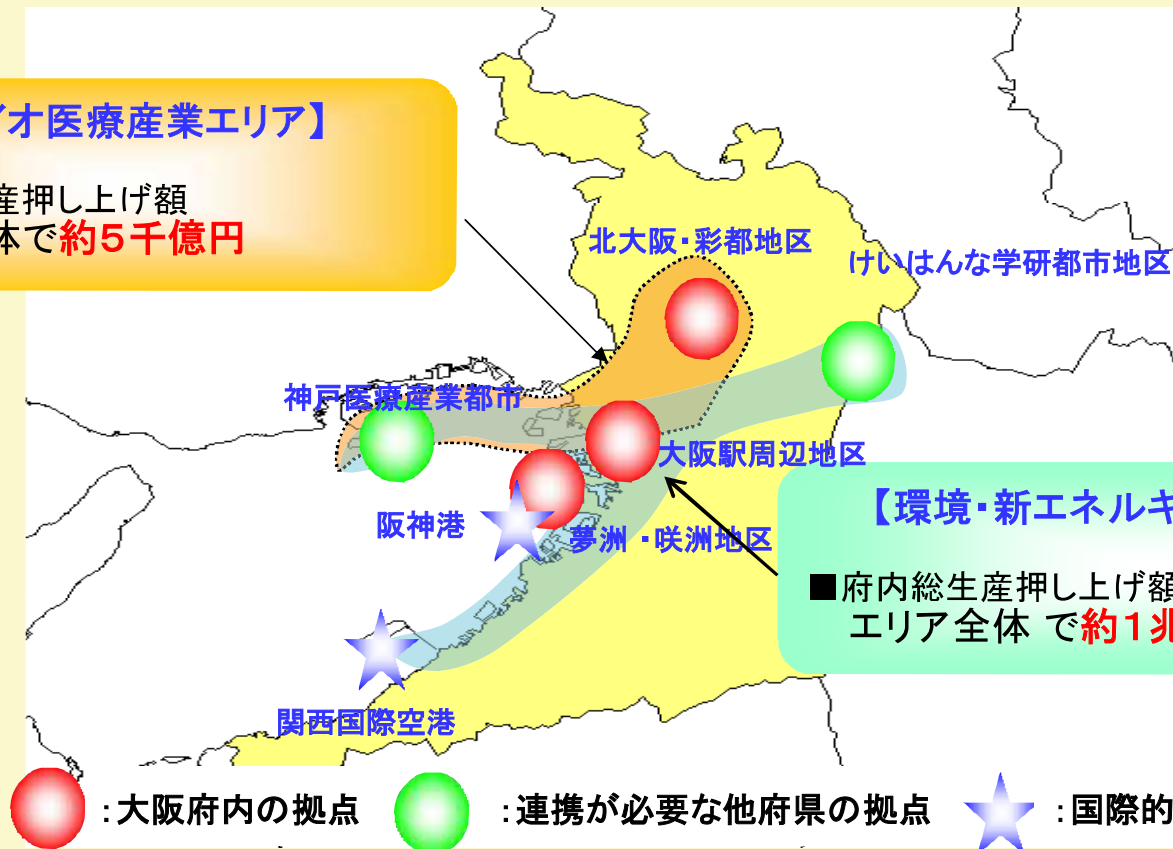
⇒ **府内総生産約40.4兆円(20実質)を2020年までに約2.4兆円押し上げ**

※拠点のみの指定に比べ、研究開発や試作・製造、物流、人材等で関係のあるエリアを指定することで、拠点の集積効果が広がり、設備投資等の促進など、経済効果が見込まれる

(試算前提) 二つのエリアと中核となる拠点、法人税等をはじめ各種の税制や規制緩和等がすべて認められることが前提。エリアの規模については、拠点との関係性、連担性を有する一定の市区町村の面積を前提に試算。大阪府内のみで算出。

【バイオ医療産業エリア】

■ 府内総生産押し上げ額
エリア全体で**約5千億円**



【環境・新エネルギー産業エリア】

■ 府内総生産押し上げ額
エリア全体で**約1兆9千億円**

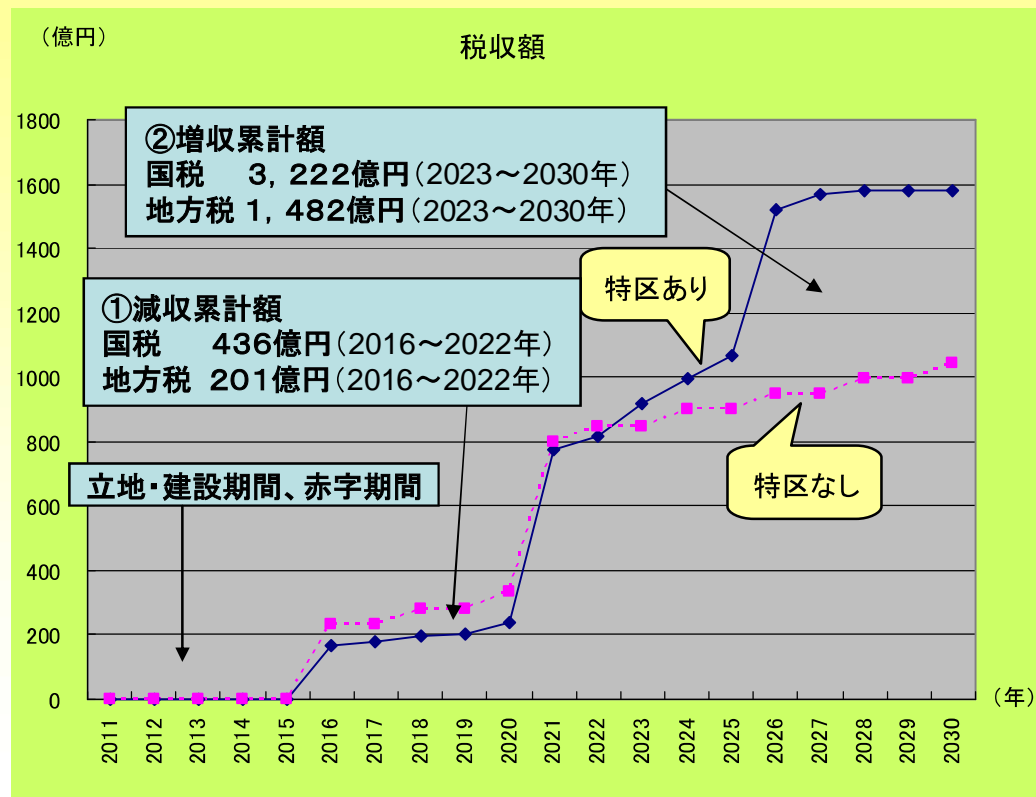
● : 大阪府内の拠点 ● : 連携が必要な他府県の拠点 ★ : 国際的な物流拠点

Ⅲ. 4-② 国際戦略総合特区の法人税等の軽減と将来の増収試算例

■法人税等の軽減で国内外から企業、投資を呼び込み経済成長に

- * 法人税等を大胆に軽減し、高付加価値化の実現に向けた立地、投資を促進。
- * 当初は、法人税等の軽減のため税収は減少するが、立地、投資の促進により、中長期的には増収。
“損して得とれ”。徹底した高付加価値化戦略で、雇用・増収増が期待できる。
- * 国は、前例等にとらわれずに、大胆で戦略的な法人税等の軽減などの税制を打ち出すべき。
外資系新規立地は法人税をゼロに。国内の新增設には大胆な所得控除、研究開発・設備投資税制を。

(例)法人税等を軽減した場合の減収・増収のシュミレーション(大阪府内の特区エリアで試算)



**2030年までの増減収累計試算額
(②-①)**

**国税関係 2,786億円の増収
地方税関係 1,281億円の増収**

【前提条件】

- 法人税の軽減は、本提案で示した案(P8参照)をもとに、エリア、拠点に国内企業の研究開発施設、工場、オフィスが立地するものとして試算。
- 立地後3年間は赤字、4年目から黒字に転換するとした。
- 設備投資減税は5年間繰り越せるものとし、研究開発減税は毎年発生するとした。
- 立地法人に占める減税対象企業・業務割合は、夢洲100%、咲洲・大阪駅周辺・彩都30%、エリア5%とした。
- 試算には物流拠点を除いている。

IV. 大阪の地域活性化総合特区の提案

1. 大手前・森之宮(大阪城周辺)地区(新たなにぎわいの拠点づくり)
2. 泉北ニュータウン地区(大規模ニュータウンの再生)
3. 泉南郡熊取町・中性子がん医療研究開発地区(先端医療技術の活用)
4. りんくうタウン・泉佐野市地区(国際医療交流拠点)
5. 堺市・植物工場産業拠点地区(大阪府立大学の研究成果の活用)
6. 国際集客エンターテイメント特区地区(誰もが楽しめる国際エンターテイメント機能の創出)

IV. 大阪の地域活性化総合特区の提案(府内地域の状況)

■大阪府域における地域活性化の方向

- * 府内には、様々な課題により活性化に向けて新たな方向性を模索している地域が多く存在。
- * 活性化に向けた取組みは、環境や産業といった画一的なテーマで解決できるものではなく、地域の特性をしっかりと把握し、課題に応じたきめ細かな取組みが必要。
- * 特に、新たな開発等を行うのではなく、いまあるものを活かし活性化させていくという発想で、地域に蓄積された地域ストック、ソフトパワーを最大限活かす。
- * 活性化を確実に実現するため、民間に新たな担い手(「新しい公共」)として役割を発揮してもらえよう、官民の役割の明確化と、しっかりとした連携体制づくり、それを支える仕組み等が必要。

地域活性化総合特区の地域例

【5. 堺市・植物工場産業拠点地区】

- 大阪府立大学の研究開発成果を活かし、植物工場産業による地域活性化を推進

【4. りんくうタウン・泉佐野市地区】

- 地区内に蓄積された医療・観光資源と世界への“玄関口”「関空」隣接の立地を活かし、国際医療交流拠点を形成

【6. 国際集客エンターテイメント特区地区】

- 異文化交流・集客機能を有する機能の整備や規制緩和による文化、芸術、にぎわい関連施設の立地集積、関連イベントの実施促進により、内外からの集客力を強化

【1. 大手前・森之宮(大阪城周辺)地区】

- 官庁街を、周辺の文化・集客スポットとの連携や公有地を「新しい公共」を担う民間事業者等にパブリック空間として積極的に活用してもらうことにより、にぎわいのあるまちを創出

【2. 泉北ニュータウン地区】

- 住民が高齢化、施設が老朽化している大規模ニュータウンで、固定化された住宅等の利用から地域が自由な発想で主体的に活用できる仕組みに再構築。にぎわいのある新しいまちづくりを推進

【3. 泉南郡熊取町・中性子がん医療研究開発地区】

- 京大原子炉実験所における、「中性子を利用したがん治療(BNCT)」の研究成果を活用し、産学官と地域が一体となった医療学術研究都市の実現

：各地区は、関係機関や地元市町村と調整・確定したものではない。

IV. 1-① 大手前・森之宮(大阪城周辺)地区～新たなにぎわいの拠点づくり

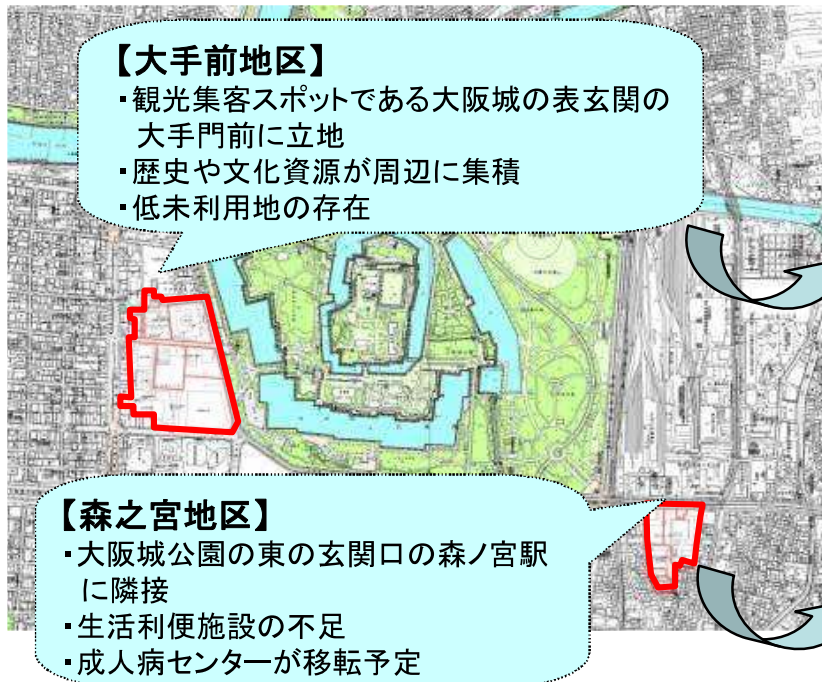
■大手前・森之宮(大阪城周辺)地区

現状・課題

- 大阪城周辺には歴史、文化、水と緑、観光等の資源が集積
- トータルイメージ(ブランド力)が不十分
- 低未利用地の存在と府関係施設の移転

目指す方向

- 地域資源を最大限に活用し、にぎわいを創出する都市再生を実現
- 公有地を「新しい公共」を担う民間事業者が活用する民間主導のまちづくり
- 民間事業者や住民の参画のもとエリアマネジメントの仕組みを構築し、地域全体を活性化



(現在のまちづくり検討方向)

- 内外の人が集う大阪城周辺のにぎわい創出のトリガー
 - 貴重な一等地を新たなにぎわいを創出するパブリックな空間に転換
- ⇒「まちと城を結ぶにぎわい集客拠点」
(導入機能例: パーク、ホテル、医療、情報発信)

- 大阪城公園から連想される健康的で躍動感溢れるライフスタイルの提供
 - パークサイドの良質な都市型居住空間づくり
- ⇒「交通利便性とパークサイド立地を活かした人とまちを元気にする拠点」
(導入機能例: 商業・サービス、スポーツ、人材育成、住居)

IV. 1-② 大手前・森之宮(大阪城周辺)地区～求められる支援措置

■大手前・森之宮(大阪城周辺)地区において必要な支援措置の例

必要な措置	主 な 内 容
①規制の特例措置	<ul style="list-style-type: none"> ◇道路等公的空間の利用制限緩和 <ul style="list-style-type: none"> ・地域のにぎわい創出の取組みに関し、道路等の公的空間の利用制限を緩和 ◇大店立地法の緩和 <ul style="list-style-type: none"> ・主に外国人観光客を対象にした量販店等について、中心市街地活性化法の認定区域と同様に开店手続きを緩和 ◇医療機関の非営利性の緩和 <ul style="list-style-type: none"> ・にぎわい創出のため、医療法を緩和し病院内の飲食店の利用を患者や面会者に限らず、広く地域にオープン化 ◇外国人医師臨床修練制度の運用緩和 <ul style="list-style-type: none"> ・海外の病院や外国人医師との交流を促進し、人材交流によるにぎわいをつくるため臨床修練制度の運用を緩和(直接的な医療行為実施までの期間短縮等)
②税制上の支援措置	<ul style="list-style-type: none"> ◇化粧品類等の消費税免除 <ul style="list-style-type: none"> ・外国人観光客が土産物で購入する化粧品類、薬品類について消費税を免除 ◇土地売却・交換の譲渡課税の特例 <ul style="list-style-type: none"> ・公有地の購入又は交換を促進するために、用地譲渡に係る課税特例を措置 ◇「新しい公共」を担う民間事業者への税制特例 <ul style="list-style-type: none"> ・公有地の購入、建物取得・建設、公共性の高い施設の運営を行う民間事業者に法人税等の特例を措置
③財政上の支援措置	<ul style="list-style-type: none"> ◇「新しい公共」を担う民間事業者へ助成 <ul style="list-style-type: none"> ・公共性の高い施設の整備・運営を行う民間事業者に対する助成 ◇公有地貸付に係る市町村交付金の減免 <ul style="list-style-type: none"> ・公有地を公共性の高い施設利用のために民間事業者に貸し付ける場合の市町村交付金の減免 ◇観光集客まちづくり連絡会議(仮称)への助成 <ul style="list-style-type: none"> ・地域の民間事業者等による観光集客のまちづくりを促進する活動を支援
④金融上の支援措置	<ul style="list-style-type: none"> ◇土地・建物に対する無利子貸付 <ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者が公共性の高い施設を整備するため必要な土地取得又は建物取得・建築に対する無利子貸付制度の創設
⑤その他の支援措置	<ul style="list-style-type: none"> ◇訪日観光インフォメーションセンターの設置 <ul style="list-style-type: none"> ・関西に訪問する外国人観光客へのホスピタリティー向上のため、多くが訪れる大阪城周辺地区に大阪・関西の観光情報センターを設置 ◇「新しい公共」によるまちづくりの管理 <ul style="list-style-type: none"> ・エリアマネジメント主体に歩道や緑地の管理権限(占有料徴収を含む)を付与

IV. 2-① 泉北ニュータウン地区～大規模ニュータウンの再生

泉北ニュータウン地区 ～まちの価値を高め、次世代へ引き継ぐ～

現状と課題

- * まちびらきから40年が経過した今、公的賃貸住宅の老朽化が進み、若年層の転出超過や急激な人口減少、高齢化の進行が予定
- * 特に、泉北ニュータウンの住宅の半数を占める公的賃貸住宅は、ほぼ同時期に同様の形式で建設されたことから、公的住宅事業者が、耐震化や空家などの共通の課題を有している。
- * 道路や公園・緑地等の公共資産とともに、民間施設等を含めた充実したストックがあり、今後の更なる活用が期待されている。

【泉北ニュータウンの概要】

- 事業期間:1965年～82年度
- 開発面積:1,557ha
- 人口:16.5万人(H4)⇒14万人(H21)
- 高齢化率:約20%
- 地域資源
 - ・公的賃貸住宅ストック 29,506戸(約50%)
 - ・充実した公共公益施設、公共交通(公園、近隣センター等、鉄道・バス)
 - ・周辺には農業公園等



TMO等が地域をマネジメント

【再生ニュータウン(イメージ)】



地域にあるストック(公的住宅、公共施設、近隣センター等)を活用し、TMO等がマネジメントすることで、地域課題(子育て、地域福祉等)を解決

子育て
高齢者

エネルギー
コントロール

職住学遊

コンセッション方式:民間事業者には施設の所有権を移転せず、インフラの事業運営に関する権利(事業権)を付与するPPP/PFI事業の方式

IV. 2-② 泉北ニュータウン地区～求められる支援措置

■ 泉北ニュータウン地区において必要な支援措置の例

必要な措置	主な内容
①規制の特例措置	<ul style="list-style-type: none"> ◇公的賃貸住宅の柔軟な活用 <ul style="list-style-type: none"> ・公的賃貸住宅の集約化等をする場合に、入居者の居住の安定を確保した上で、明渡し請求権の付与 ・集約化等を決めた公的賃貸住宅の入居者が、他の公的賃貸住宅に入居する場合に各入居要件の緩和 ・子育てや高齢者等への支援施設を運営する法人等に対し、公的賃貸住宅の空家を提供 ・留学生等に対して居住の場を確保しようとしている大学等に対して、公的賃貸住宅の空家を提供 ◇生活利便施設等の特例立地 <ul style="list-style-type: none"> ・NT再生に資する生活利便施設等の立地に際し、用途地域の規定に係わらず立地可能に ◇NTのエネルギーマネジメントの実施 <ul style="list-style-type: none"> ・低炭素街区を形成するとともに、スマートコミュニティを形成するエネルギーマネジメントが実施を可能に
②税制上の支援措置	<ul style="list-style-type: none"> ◇TMO等が推進する事業への支援 <ul style="list-style-type: none"> ・公的賃貸住宅や公共施設等をTMO等が事業を運営するための権利や所有権を取得する場合における、不動産取得税、登録免許税の軽減 ◇企業立地、生活利便施設立地の特例措置 <ul style="list-style-type: none"> ・NTの活用地区等に、再生に資する企業やコミュニティビジネス、生活利便施設などが立地した場合の法人税の軽減
③財政上の支援措置	<ul style="list-style-type: none"> ◇公的賃貸住宅の集約化や用途廃止に伴う財政支援 <ul style="list-style-type: none"> ・NT再生に資する公的賃貸住宅の集約化や用途廃止への財政支援(交付金・融資) ・公営住宅の用途廃止等に伴う本移転先の借上公営住宅に対する交付金・起債等による地方負担軽減 ・公的賃貸住宅の集約化等により移転が必要な従前入居者に対し、移転後の家賃と従前の家賃との差額を補償 ◇NT再生に資する企業や生活利便施設等の立地への財政支援 <ul style="list-style-type: none"> ・公的賃貸住宅の再生地や近隣センター等の未利用地に、NT再生に資する企業やコミュニティビジネス、生活利便施設が立地した場合の立地事業者に対する交付金等による支援 ◇空家化した戸建て住宅の活用を促進するため、耐震化にかかる費用の助成
④金融上の支援措置	<ul style="list-style-type: none"> ◇公的賃貸住宅や公共施設等の事業運営権等をTMO等が取得する場合の金融支援 ◇公共施設等をNT再生に有効活用する場合の金融支援
⑤その他の支援措置	<ul style="list-style-type: none"> ◇公的賃貸住宅の一元的な政策運用を行うためのコンセッション方式の創設 <ul style="list-style-type: none"> ・公的賃貸住宅を、コンセッション方式等を活用し、TMO等に事業運営権を付与し、一元的な政策運営を行う。 ◇公共施設等の事業運営権のTMO等への付与を行うためのコンセッション方式の創設 <ul style="list-style-type: none"> ・コンセッション方式等を活用して公共施設等の事業運営権をTMO等に付与し、占用許可や、占用料徴収権限を与え、地域ニーズにあった自由な活用を誘導する。

IV. 3-① 泉南郡熊取町・中性子がん医療研究開発地区～医療学術研究都市の実現

泉南郡熊取町地区 ～革新的がん医療の研究成果を活用した医療学術研究都市の実現～

* 京都大学原子炉実験所をコアとした高い立地ポテンシャル
(大学・関連企業・研究機関の集積、多様なネットワークが形成)



◆ 革新的がん医療の研究成果を活用し、
産学官地域が一体となった医療学術研究都市を実現

- * BNCT治療を全国展開し、国民のがん対策に寄与
- * 世界最先端技術の発信
- * 医療関連産業の集積
- * 来訪者の増加

IV. 3-② 泉南郡熊取町・中性子がん医療研究開発地区～求められる支援措置

■ 泉南郡熊取町・中性子がん医療研究開発地区において必要な支援措置の例

必要な措置	主な内容
①規制の特例措置	◇高度な先端医療研究を進めるための規制緩和 ・研究用中性子源を利用したBNCT(中性子を利用したがん治療)の医療承認
②税制上の支援措置	◇高度な先端医療研究を進めるための税制支援 ・BNCT(中性子を利用したがん治療)への協力病院の設備導入の際の税減免
③財政上の支援措置	◇研究・医療用中性子源(特に中性子減速・照射設備)の整備拡充に係る経費支援 ◇BNCTの為にPET化合物の合成とそのPET実施施設の整備にかかる財政支援 ◇研究費・人件費にかかる財政支援
④金融上の支援措置	◇患者の治療費負担軽減に対する支援 ・保険適用までの間の患者の経済的負担軽減のための低利融資制度の創設
⑤その他の支援措置	◇医学物理士の国家資格化 ・BNCT医学物理専門家(医学物理士)がBNCTの医療行為に携わることができるようにするための国家資格化

IV. 4-① りんくうタウン・泉佐野市地区～国際医療交流拠点

りんくうタウン・泉佐野市地区 ～国際医療交流拠点・りんくうタウンの実現～

地区内に蓄積された
医療・観光のリソース、
世界の“玄関口”「関西空」
隣接の立地を活かす



医療・観光の高いポテンシャル

医療

りんくう総合医療センター

- ・国際外来の設置
外国人に対する医療サービスの提供、約60名の医療通訳

高度ながん治療に取り組む医療機関

- ・動脈塞栓術によるがん治療

大阪府立大学獣医臨床センター

- ・わが国を代表する高度獣医療施設

観光

世界の玄関口「関西国際空港」

アウトレットモール、ホテル、犬鳴山温泉などの観光資源

- 【課題】
- ・医療機能の充実、医療の国際化
 - ・外国人訪問客へのホスピタリティ向上

規制緩和・支援措置

□国際医療交流の拠点の形成

- 健診機能の充実
 - ・新たな健診施設の立地
 - ・りんくう総合医療センターの健診機能強化
 - ・医療通訳の養成、派遣体制づくり
- 高度がん治療に関する国際医療交流・機能充実
- 府立大学獣医臨床センターにおける
ペット（動物）の検疫と健診等の一体的実施

□外国人訪問客へのホスピタリティ機能の強化

- 通訳案内機能の充実
- 地域観光の魅力づくり

IV. 4-② りんくうタウン・泉佐野市地区～求められる支援措置

■りんくうタウン・泉佐野市地区における必要な支援措置の内容

必要な措置	主な内容
①規制の特例措置	<ul style="list-style-type: none"> ◇国際医療交流に取り組む医療機関に対する外国人医師等臨床修練制度の緩和 <ul style="list-style-type: none"> ・診療所における臨床修練を認めるなど、臨床修練制度及びその運用を緩和 ◇医療滞在ビザの創設 <ul style="list-style-type: none"> ・ビザの取得手続きの簡素化、必要に応じ在留期間の延長や数次ビザを認める ◇国際医療交流に取り組む医療機関に対する特定病床設置手続きの緩和 <ul style="list-style-type: none"> ・高度がん治療に係る特定病床設置時の国の協議・同意を不要とする ◇動物の輸入検疫制度の緩和 <ul style="list-style-type: none"> ・関空を利用する訪日外国人等のペット(動物)が、大阪府立大学獣医臨床センターで検疫、健診等を一体的に実施できるように、同センターにおける検疫を可能とする ◇通訳案内の報酬受取りに関する規制緩和 <ul style="list-style-type: none"> ・通訳案内士の資格がない者が、報酬を得て本地域内での通訳案内を行えるようにする
②税制上の支援措置	<ul style="list-style-type: none"> ◇国際医療交流に取り組む医療機関への税制特例 <ul style="list-style-type: none"> ・国際医療交流に取り組む医療機関に対し、税制の特例措置を行う ◇化粧品類等の消費税免除 <ul style="list-style-type: none"> ・訪日外国人が土産物として化粧品類、薬品類を購入した場合に、消費税の免除を認める ◇医療通訳サービス提供事業者(NPO)の寄付税制 <ul style="list-style-type: none"> ・医療通訳サービス等の提供を行う事業者について、寄付税制の対象となる認定NPO法人の要件を緩和 ◇りんくうタウンのエリアマネジメントに係る寄付税制 <ul style="list-style-type: none"> ・自立的なまちづくりを担うエリアマネジメント主体について、寄付金等の控除又は損金算入を認める
③財政上の支援措置	<ul style="list-style-type: none"> ◇国際医療交流に取り組む医療機関等への助成 <ul style="list-style-type: none"> ・検査機器等の導入や新たな健診施設又は商業施設の立地に対する助成 ◇医療通訳サービス提供事業者に対する助成 <ul style="list-style-type: none"> ・医療通訳や医療翻訳サービス等の提供を行う事業者の取組み活動や医療通訳の養成事業を支援 ◇観光ツアーのニーズ調査及びツアーの企画・実施を行う旅行業者に対する助成 <ul style="list-style-type: none"> ・ツーリストの視点に立ち、地域活性化につながるツアーの企画・実施を促進 ◇国際医療交流を行う医療機関ネットワークへの助成 <ul style="list-style-type: none"> ・国際医療交流に取り組む医療機関のネットワーク(コンソーシアム)を構築し、その活動を支援 ◇りんくうタウンのエリアマネジメントに係る助成 <ul style="list-style-type: none"> ・自立的なまちづくりを担うエリアマネジメント主体について、その初期活動を支援

IV. 5-① 堺市・植物工場産業拠点地区～府立大学の研究成果の活用

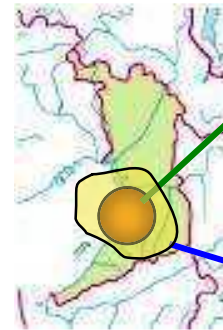
堺市・植物工場産業拠点地区～大阪府立大学を研究開発拠点とした植物工場産業による地域活性化～
 現状・課題 目指す方向

○堺市内の商業は、府水準に比べ、販売力指数が低い状況。市内での消費拡大が課題。
 ○農業については、農業産出額が約38億円程度。
 ○事業所数、人口、面積といった地域資源が豊富であり、これらを活かした産業振興が可能。

●その起爆剤として、植物工場の普及拡大を図り、新産業として確立。
 ●産学官連携を通じて植物工場を地域産業として根付かせ、地域活性化を図る。
 ●高齢者や障がい者が働きやすいユニバーサルデザインを取り入れた社会福祉モデルを構築。

植物工場は、日本が国際レベルで競争優位に立つ新産業分野

植物工場産業の普及拡大による地域活性化



植物工場研究センター
 —植物工場の研究開発拠点—

企業コンソーシアム(異業種連合)
 ◇会員数 70社 ◇11研究部会

堺市内商工業・農業

植物工場産業の創出
 ↓
 地産地消型農産物の供給

需要と雇用の創出による地域活性化

全国展開により
 わが国全体の成長牽引

IV. 5-② 堺市・植物工場産業拠点地区～求められる支援措置

■堺市・植物工場産業拠点地区における必要な支援措置の例

必要な措置	主な内容
①規制の特例措置	<ul style="list-style-type: none"> ◇建築基準法による規制の緩和 <ul style="list-style-type: none"> ・強度基準の適用、開口部や非常口、防災設備等の設置の基準について、人の出入りや使用目的などを勘案した建築確認の運用 ・周辺環境への影響等が少ない植物工場の用途地域による建築物制限の緩和 ◇消防法の特例運用 <ul style="list-style-type: none"> ・消防用設備の設置義務に関して、施行令第32条による適用除外の運用 ◇障がい者の雇用促進のための制度運用 <ul style="list-style-type: none"> ・地域の特例子会社の増加と障がい者雇用拡大のインセンティブとなるよう、特例子会社等設立促進助成金制度の対象範囲拡大
②税制上の支援措置	<ul style="list-style-type: none"> ◇法人税の優遇措置 <ul style="list-style-type: none"> ・事業化促進のためのインセンティブとしての法人税の減免
③財政上の支援措置	<ul style="list-style-type: none"> ◇植物工場用電気料金の優遇措置 <ul style="list-style-type: none"> ・生産コストに占める割合の高い電気代について、農事用電力や工業用電力としての電気料金の優遇措置適用 ◇建設初期投資に対する補助制度の創設 <ul style="list-style-type: none"> ・植物工場の普及拡大のための初期投資に対する助成、太陽光発電設備の設置に対する助成 ◇経営人材・技術人材育成に対する支援 <ul style="list-style-type: none"> ・植物工場の専門的研究拠点が実施する人材育成事業(中小企業やベンチャー企業の社員を対象とした研修等)に対する財政的支援 ◇植物工場の研究開発に対する財政的支援 <ul style="list-style-type: none"> ・国際的な優位性確立のための集中的な研究開発投資を促すため、植物工場関連の研究開発を行う拠点に対する積極的な財政的支援
④金融上の支援措置	<ul style="list-style-type: none"> ◇植物工場建設特別融資枠の設置 <ul style="list-style-type: none"> ・大型の植物工場建設の莫大な初期投資に対する政府系金融機関における低利の制度融資枠の設置
⑤その他の支援措置	<ul style="list-style-type: none"> ◇植物工場生産品の普及拡大支援 <ul style="list-style-type: none"> ・植物工場野菜のJAS認定や植物工場従事者の資格認定制度の創設

IV. 6-② 「国際集客エンターテイメント特区」地区～国際エンターテイメント機能の創出

国際集客エンターテイメント特区地区～観光客からビジネス客まで、誰もが楽しめる国際的なエンターテイメント機能の創出～

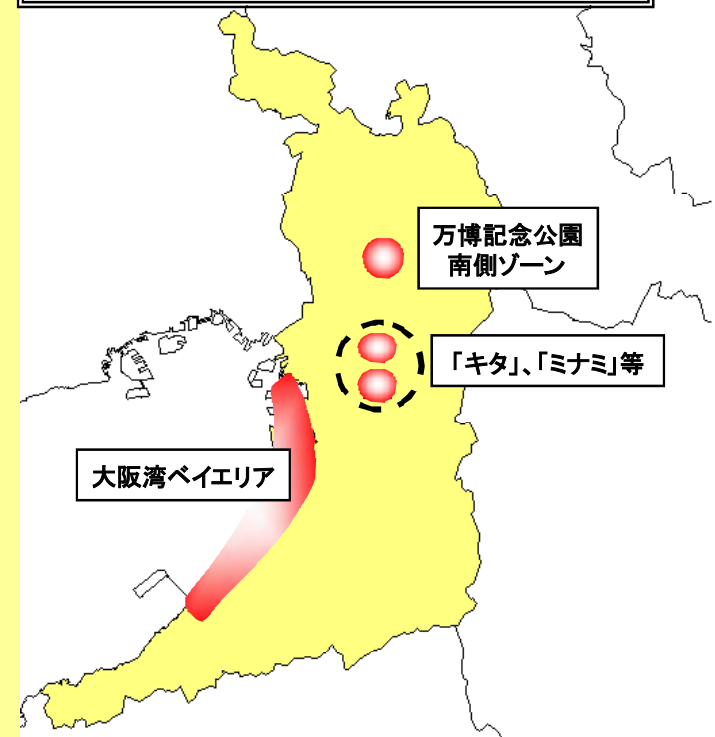
現状・課題

- 中国人旅行者をはじめ世界のツーリズム・マーケットの急速な拡大に伴い、都市間競争が激化する中、世界の主要都市がエンターテイメント機能を強化
- 24時間運用可能な関西国際空港を有し、豊富な観光資源を有する京都・神戸・奈良の真ん中に位置する大阪は、アジアをはじめ世界からの活力を呼び込む玄関口として、わが国の成長に貢献していく役割を果たすべき

目指す方向

- ポテンシャルを有する大阪において、都市間競争に打ち勝つためのエンターテイメント機能を創出し、観光客からビジネス客まで、誰もが楽しめる国際的なエンターテイメント都市を実現
- 内外からの集客により、飲食、物販、宿泊施設、交通機関など地域全体への大きな経済波及効果が期待できるエンターテイメント(文化・芸術・にぎわい等)関連施設の立地集積・関連イベントの実施を促進する「国際集客エンターテイメント特区」を創出

大阪府の「国際エンターテイメント都市」におけるエリアイメージ



IV. 6-② 「国際集客エンターテイメント特区」地区～求められる支援措置

■ 国際集客エンターテイメント特区における主な支援措置の内容

必要な措置	主な内容
①規制の特例措置	1 ナイト・エンターテイメント充実のための深夜飲食店における遊興行為(ショー・生演奏等)の時間規制の緩和 (風適法:午前0時以降の遊興行為を禁止⇒訪問客ニーズ、周辺環境への影響を考慮しつつ時間規制を緩和)
②税制上の支援措置	1 民間事業者が新たに設置するエンターテイメント(文化・芸術・にぎわい等)関連施設(集客効果が高い大規模施設及びエンターテイメント関連施設の集積地に立地する施設)に係る支援措置(地元市町村税収分は国が支援措置) ◇土地関係税、事業所税(面積要件の緩和等)の優遇措置 ◇法人関係税の優遇措置 2 文化・芸術系認定NPO法人等に対する支援措置 ◇企業の寄附金に係る損金算入限度額の拡大
③金融上の支援措置	1 民間事業者が新たに設置するエンターテイメント(文化・芸術・にぎわい等)関連施設(集客効果が高い大規模施設及びエンターテイメント関連施設の集積地に立地する施設)に係る支援措置 ◇無利子・低金利融資制度の創設